

「自然」「ひと」が調和し活気とぬくもりのある交流都市

～美しい自然が響きあい、
交流とふれあいの創出により、
未来を拓く～

後期基本計画

(平成23年度～平成27年度)

北秋田市

目 次

第1章 基本計画の基本的事項

I 基本計画の目的	2
II 基本計画の期間	2
III 市の現状等	2
IV 施策の体系	6
V 市民と行政のパートナーシップでのまちづくり推進	10

第2章 「豊かな自然環境に育まれる都市」づくり

第1節 活力ある農林水産業の育成

I 農林水産業の振興

1. 農業の振興	12
2. 林業の振興	14
3. 内水面漁業の振興	16

第2節 自然と共生するまちづくり

I 自然環境の保全

1. 自然環境の保全	18
2. 河川環境の整備	20

II 資源循環型のまちづくり

1. 下水道等の整備	22
2. リサイクル体制の確立	24
3. 地球温暖化防止対策の推進	26

第3節 安心・安全・快適にくらせるまちづくり

I 道路の整備及び公共交通の確保

1. 広域交流交通基盤の確保	28
2. 生活圏域交通基盤の確保	30

II 情報通信網の整備

1. 情報通信網の整備	32
-------------	----

III 住環境の整備

1. 適正な土地利用の推進	34
2. 住宅地等の整備	36
3. 上水道・簡易水道の整備	38
4. 公園・緑地の整備	40

IV 安全な地域づくりの推進

1. 地域防災体制の充実	42
2. 消防体制の充実	44

3. 交通安全の推進	46
4. 救 急	48
5. 防 犯	50
6. 消費者行政の推進	52
V 雪対策の充実	
1. 雪対策の充実	54

第3章「活気あふれる交流都市」づくり

第1節 人が集まるにぎわいのあるまちづくり

I 商業の振興

1. 商業の振興	58
----------	----

II 地域産業の振興

1. 工業の振興	60
2. 地域に根ざした新産業の振興	62

III 観光・レクリエーションの振興

1. 観光・レクリエーションの振興	64
-------------------	----

第2節 働く場と若者定住を創出するまちづくり

I 企業誘致・雇用の確保

1. 企業誘致・雇用の確保	66
---------------	----

II 定住促進

1. 定住促進	68
---------	----

第3節 まちづくりのしくみを整える

I 地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立

1. 地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立	70
--------------------------	----

II 行財政運営の効率化

1. 行財政運営の効率化	72
--------------	----

第4章「ふれあいとぬくもりの交流都市」づくり

第1節 みんなで支えあうぬくもりのあるまちづくり

I 保健・医療の充実

1. 保健・医療の充実	76
-------------	----

II 地域福祉の充実

1. 地域福祉の充実	78
------------	----

III 安心して子育てできる環境の充実

1. 安心して子育てできる環境の充実	80
--------------------	----

第2節 地域を支える人材の育成

I 生涯学習の充実

1. 生涯学習の充実	82
------------	----

II	幼児・学校教育の充実	
1.	幼児・学校教育の充実	84
III	芸術・文化の振興	
1.	芸術・文化の振興	86
IV	文化財の保護と伝承	
1.	文化財の保護と伝承	88
V	スポーツの振興	
1.	スポーツの振興	90
VI	男女共同参画社会の実現	
1.	男女共同参画社会の実現	92

第5章 計画実現のために

I	市民協働によるまちづくりの実行	96
II	重点課題に対する横断的、包括的事業の推進	97

第1章

基本計画の基本的事項

- I. 基本計画の目的
- II. 基本計画の期間
- III. 市の現状等
- IV. 施策の体系
- V. 市民と行政のパートナーシップでのまちづくり推進

第1章 基本計画の基本的事項

I 基本計画の目的

平成17年に北秋田市総合計画（基本構想、前期基本計画）を策定し、将来都市像を『「自然」「ひと」が調和し活気とぬくもりのある交流都市』として、市の総合的な発展を図ってきましたが、平成22年度をもって前期の基本計画が終了するため、平成23年度から平成27年度までの後期基本計画を策定し、基本構想で示された将来像の実現に向けて、具体的な施策の方向を示すことを目的とします。

II 基本計画の期間

計画期間は、平成23年度（2011年）を初年度として、平成27年度（2015年）を目標年度とする5カ年計画とします。

ただし、社会情勢の変化、市民ニーズの大幅な変化に柔軟に対応できるように、計画途中においても見直しを行うものとします。

また、基本計画を実施するにあたり、具体的な事業について示した実施計画は、毎年ローリング方式により補完・調整を行うものとします。

III 市の現状等

1) 人口・世帯の状況

①人口の推移

年度	人口(人)
S50	52,502
S60	49,365
H2	46,660
H7	44,794
H12	42,050
H17	40,049
H22	36,397

資料：国勢調査

②世帯数等の推移

年度	世帯数(世帯)	平均世帯人員(人)
S50	13,856	3.79
S60	13,608	3.62
H2	13,511	3.45
H7	13,794	3.25
H12	13,622	3.09
H17	13,666	2.93
H22	12,838	2.84

資料：国勢調査

2) 産業の状況

①産業3区分別人口の推移

(単位：人、%)

年度	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
S50	10,343	38.9	6,455	24.3	9,786	36.8
S60	6,483	25.7	8,167	32.4	10,574	41.9
H2	5,226	21.6	8,593	35.5	10,380	42.9
H7	3,816	16.7	8,509	37.3	10,471	45.9
H12	2,960	14.3	6,915	33.4	10,826	52.3
H17	2,474	11.1	5,724	30.5	10,502	56.0

資料：国勢調査

②農業指標の推移

(単位：戸、人、千万円、%)

年度	農家数		農業就労人口		農業粗生産額	
	戸数	増減率	人口	増減率	金額	増減率
H2	5,042	—	5,827	—	1,249	—
H7	4,376	Δ13.2	5,205	Δ10.7	1,136	Δ9.0
H12	3,807	Δ24.5	4,230	Δ27.4	849	Δ32.0
H17	3,203	Δ36.5	3,604	Δ38.1	790	Δ36.7
H22	2,644	Δ47.6	2,962	Δ49.2	—	—

資料：農林業センサス、秋田県農林水産統計年報

③林家数等の推移

(単位：戸、ha、%)

年度	林家数		林野面積		林野率	
	戸数	増減率	面積	増減率	割合	増減率
H 2	3,072	—	96,608	—	83.8	—
H1 2	3,066	Δ0.2	96,373	Δ0.2	83.6	Δ0.2
H1 7	2,917	Δ5.0	96,261	Δ0.4	83.5	Δ0.3

資料：農林業センサス

④工業指標の推移

(単位：所、人、百万円、%)

年度	事業所数		従業員数		製造出荷額	
	所数	増減率	人数	増減率	出荷額	増減率
H 4	206	—	5,100	—	43,087	—
H 9	186	Δ9.7	4,217	Δ17.3	42,626	Δ1.1
H1 4	127	Δ38.3	2,735	Δ46.4	29,125	Δ32.4
H1 9	110	Δ46.6	2,601	Δ49.0	31,678	Δ26.5

資料：秋田県の工業

⑤商業指標の推移

(単位：店、人、千万円、%)

年度	商店数		従業員数		年間商品販売額	
	店数	増減率	人数	増減率	販売額	増減率
H 6	742	—	2,685	—	4,280	—
H 9	696	Δ6.2	2,419	Δ9.9	4,363	Δ1.9
H1 1	678	Δ8.6	2,424	Δ9.7	3,943	Δ7.9
H1 4	553	Δ25.5	2,211	Δ17.7	3,151	Δ26.4
H1 6	516	Δ30.5	2,114	Δ21.3	3,380	Δ21.0
H1 9	477	Δ35.7	2,153	Δ19.8	3,314	Δ22.6

資料：秋田県の商業

3) 財政状況

①起債残高の推移

年度	一般会計現在高(千円)
H17	26,635,285
H18	27,925,754
H19	26,841,325
H20	26,526,264
H21	25,116,123

資料：北秋田市財政課

②市税の推移

(単位：千円)

年度	市民税	固定資産税	軽自動車税	その他	計
H17	986,116	1,618,599	64,209	224,686	2,893,610
H18	1,020,793	1,536,260	66,132	219,638	2,845,420
H19	1,272,171	1,533,116	67,217	215,072	3,087,576
H20	1,258,304	1,547,842	68,967	208,254	3,083,367
H21	1,149,267	1,555,829	70,281	191,269	2,966,646

資料：北秋田市税務課

③地方交付税の推移

年度	地方交付税額(千円)
H17	10,374,476
H18	10,082,105
H19	10,263,938
H20	10,468,204
H21	10,812,288

資料：北秋田市財政課

IV 施策の体系

「自然」「ひと」が調和し、活気とぬくもりのある交流都市
 ～美しい自然が響きあい、交流とふれあいの創出により未来を拓く～

将来都市像：豊かな自然環境に育まれる都市

活力ある農林水産業の育成

施策の目標	施策項目	施策の方向
農林水産業の振興	1. 農業の振興	1. 農業生産基盤の整備促進 2. 農業経営基盤の強化 3. 環境に配慮した循環型農業の振興 4. 都市と農村交流の促進
	2. 林業の振興	1. 生産基盤の整備 2. 森林保全育成の推進 3. 後継者の育成 4. 特用林産物の振興 5. 森林資源の利活用促進
	3. 内水面漁業の振興	1. 漁業資源の確保 2. 漁業環境の保全 3. 観光漁業の推進

自然と共生するまちづくり

施策の目標	施策項目	施策の方向
自然環境の保全	1. 自然環境の保全	1. 自然環境の保全 2. 監視強化と保護規制 3. 住民参加による自然環境保全活動の推進
	2. 河川環境の整備	1. 河川・水路の整備 2. 親水空間の保全 3. 森吉山ダムの活用
資源循環型のまちづくり	1. 下水道等の整備	1. 公共下水道の整備促進 2. 農業集落排水事業・合併処理浄化槽の整備促進 3. 汚泥処理の検討
	2. リサイクル体制の確立	1. エコ意識の啓発 2. ごみの効率的な収集体制確立 3. 「事業系」廃棄物の適正処理 4. ごみ処理施設の更新
	3. 地球温暖化対策の推進	1. 新エネルギー利用促進 2. 公共交通の利用促進 3. 省エネルギー、省資源の普及・啓発

安心・安全・快適にくらせるまちづくり

施策の目標	施策項目	施策の方向
道路の整備及び公共交通の確保	1. 広域交流交通基盤の確保	1. 日本海沿岸東北自動車道の整備促進 2. 大館能代空港の利便性向上
	2. 生活圏域交通基盤の確保	1. 地域間交流促進のための市内幹線道路網整備 2. 大館能代空港へのアクセス強化 3. 公共交通機関の維持、利用促進 4. 都市計画道路網の整備促進等
情報通信網の整備	1. 情報通信網の整備	1. 高速通信網等の整備促進 2. 情報通信ネットワークの整備と地域活性化 3. 行政事務の情報化推進 4. 情報環境の整備
住環境の整備	1. 適正な土地利用の推進	1. 計画的な土地利用の推進 2. 指導の充実 3. 低未利用地の活用検討
	2. 住宅地等の整備	1. 市営住宅等の整備・充実 2. まちなか居住の推進 3. 地場産材の活用
	3. 上水道・簡易水道の整備	1. 未普及地域の解消 2. 安定供給体制の確立 3. 安全で安心な水の供給
	4. 公園・緑地の整備	1. 都市公園の整備 2. 農村公園の整備
安全な地域づくりの推進	1. 地域防災体制の充実	1. 地域防災計画の見直し 2. 洪水等ハザードマップの見直し 3. 災害時要援護者避難支援プランの策定・充実 4. 情報伝達体制の構築・自主防災組織の充実 5. 山岳遭難への対応 6. 防災意識の高揚
	2. 消防体制の充実	1. 適正な消防体制の整備 2. 防火意識の普及、高揚 3. 消防施設の整備・拡充 4. 消防団員の確保と技術・資質の向上
	3. 交通安全の推進	1. 交通安全意識の普及・高揚 2. 交通安全施設の整備
	4. 救 急	1. 救急体制の充実 2. 救急処置の普及活動
	5. 防 犯	1. 防犯意識の普及、高揚 2. 防犯団体、ボランティアの育成強化 3. 防犯街灯の整備
	6. 消費者行政の推進	1. 消費生活相談体制の充実・整備 2. 消費者取引の適正化 3. 被害の未然防止・拡大防止
雪対策の充実	1. 雪対策の充実	1. 除雪体制の強化 2. 消融雪施設の整備 3. 除雪ボランティア助成・支援 4. 雪の利活用推進

将来都市像：活気あふれる交流都市

人が集まるにぎわいのあるまちづくり

施策の目標	施策項目	施策の方向
商業の振興	1. 商業の振興	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存商店街の活性化・基盤整備 2. 地域産業と連携した商業活動促進 3. 商工会等との連携強化 4. 大型店との共存
地域産業の振興	1. 工業の振興	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高付加価値化の推進 2. 企業誘致活動の推進 3. 珪藻土の安定供給
	2. 地域に根ざした新産業の振興	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援体制の機能強化 2. 地域情報通信ネットワークの整備
観光・レクリエーションの振興	1. 観光・レクリエーションの振興	<ol style="list-style-type: none"> 1. 森吉山周辺地域の観光拠点づくり 2. 伝統と歴史に根付いた観光の振興 3. グリーンツーリズム等の推進 4. 広域観光連携の推進 5. 観光資源、特産品等の開発 6. おもてなしの心の育成 7. 森吉山ダム周辺地域利活用の検討

働く場と若者定住を創出するまちづくり

施策の目標	施策項目	施策の方向
企業誘致・雇用の確保	1. 企業誘致・雇用の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業立地優遇制度の充実 2. 既存工業団地の環境整備 3. 起業の促進 4. 雇用奨励制度の充実
定住促進	1. 定住促進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就業支援の充実 2. U・J・Iタウンの受け入れ体制充実 3. 若者定住制度の制定

まちづくりのしくみを整える

施策の目標	施策項目	施策の方向
地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立	1. 地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域コミュニティの推進 2. 地域自立の体制確立

行財政運営の効率化	1. 行財政運営の効率化	1. 行政運営の効率化 2. 公共的施設の適正配置と統整合備 3. 財政運営の健全化
-----------	--------------	--

将来都市像：ふれあいとぬくもりの交流都市

みんなで支えあうぬくもりのあるまちづくり

施策の目標	施策項目	施策の方向
保健・医療の充実	1. 保健・医療の充実	1. 地域医療体制の充実 2. 健康づくり運動の推進 3. 保健活動の充実
地域福祉の充実	1. 地域福祉の充実	1. 地域福祉ネットワークの形成と福祉サービスの充実 2. 福祉のまちづくりの推進 3. 介護保険制度の適正運用 4. 高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進 5. 障害者(児)の社会参加・就業支援 6. 地域福祉活動拠点の整備支援 7. 福祉医療制度の充実
安心して子育てできる環境の充実	1. 安心して子育てできる環境の充実	1. 児童福祉の充実 2. 母子保健事業の充実 3. 子育て環境の充実

地域を支える人材の育成

施策の目標	施策項目	施策の方向
生涯学習の充実	1. 生涯学習の充実	1. 生涯学習情報の提供 2. 学習施設の充実と活用 3. 人材の活用と養成
幼児・学校教育の充実	1. 幼児・学校教育の充実	1. 学校の適正配置 2. 幼児教育の充実 3. 学校施設の整備 4. 教育環境の充実 5. 青少年の社会活動充実
芸術・文化の振興	1. 芸術・文化の振興	1. 芸術・文化を支える人材の育成
文化財の保護と伝承	1. 文化財の保護と伝承	1. 地域資料の保全と伝承 2. 伝統文化の継承 3. 伊勢堂岱遺跡周辺地域の整備
スポーツの振興	1. スポーツの振興	1. スポーツの振興と各種大会の実施 2. スポーツ施設の適正配置 3. 冬期におけるスポーツ環境の提供
男女共同参画社会の実現	1. 男女共同参画社会の実現	1. 男女共同参画社会の推進

V 市民と行政とのパートナーシップでのまちづくり推進

真に暮らしやすいまちづくりの実現のためには、「市民と市との協働」によるまちづくりをいかに実現できるかが大きな課題となります

このため、基本計画では、施策の目標実現にあたり、個々の施策において市民等との協働体制をいかに図っていくかを明確に示し、このための行政システム、環境づくりを積極的に図っていきます。

第2章

「豊かな自然環境に育まれる都市」づくり

- 第1節 活力ある農林水産業の育成
 - I 農林水産業の振興
 - 1 農業の振興
 - 2 林業の振興
 - 3 内水面漁業の振興
- 第2節 自然と共生するまちづくり
 - I 自然環境の保全
 - 1 自然環境の保全
 - 2 河川環境の整備
 - II 資源循環型のまちづくり
 - 1 下水道等の整備
 - 2 リサイクル体制の確立
 - 3 地球温暖化防止対策の推進
- 第3節 安心・安全・快適にくらせるまちづくり
 - I 道路の整備及び公共交通の確保
 - 1 広域交流交通基盤の確保
 - 2 生活圏域交通基盤の確保
 - II 情報通信網の整備
 - 1 情報通信網の整備
 - III 住環境の整備
 - 1 適正な土地利用の推進
 - 2 住宅地等の整備
 - 3 上水道・簡易水道の整備
 - 4 公園・緑地の整備
 - IV 安全な地域づくりの推進
 - 1 地域防災体制の充実
 - 2 消防体制の充実
 - 3 交通安全の推進
 - 4 救 急
 - 5 防 犯
 - 6 消費者行政の推進
 - V 雪対策の充実
 - 1 雪対策の充実

第1節 活力ある農林水産業の育成

I 農林水産業の振興

1 農業の振興

◇ 現状と課題

- 本市の農業は、気候風土にあった稲作、畑作、果樹、畜産等の振興を図りつつ、食料供給地として、地域経済の発展に大きく寄与してきましたが、兼業化と農業従事者の高齢化による担い手不足により、農家戸数の減少が続いています。
- 一方で、農業の持続的な発展と農村の振興を図り、食料の安定供給と多面的機能を確保していくために、食料・農業・農村基本法（平成11年7月16日）が施行され、食料自給率の確保、農業経営の見直し、農業・農村の多面的機能の十分な発揮などにより、農業の新しい発展と農村の振興が求められています。
- 食の安全性に向けた消費者の認識が高まっており、自然の力を最大限に活用した安全性の高い食料生産を行う環境保全型農業^{※3}や有機農業が、消費者に選択される農業として期待されています。また、生産基盤の整備、生産団地の育成によって農業法人化へ誘導助長し低コスト生産に努め、流通体系の構築、加工対策、ブランド化による高付加価値などにより、農家の経営基盤の改善を図っていくことが求められています。
- 本市では有機農業がすでに推進されており、環境に調和した農業に対する素地ができています。また、牛、比内地鶏や養豚などの畜産も盛んであり、有機質肥料の供給体制も確立され、水稻、畑作の振興に適した条件となっています。
- 農地及び農村の多面的機能への注目や農村としての文化継承が行われているなかで、農村・農業の体験、自然回帰に対するニーズが高まっており、都市と農村の交流の核としてグリーンツーリズムなどの展開が期待されています。

農業指数の状況

区 分	農家数		農業就業人口		農業粗生産額	
	(戸)	減少率(H2比)	(人)	減少率(H2比)	(千万円)	減少率(H2比)
平成2年	5,042	—	5,827	—	1,249	—
平成7年	4,376	13.2%	5,205	10.7%	1,136	9.0%
平成12年	3,807	24.5%	4,230	27.4%	849	32.0%
平成17年	3,203	36.5%	3,604	38.1%	790	36.7%

資料：農林業センサス・秋田県農林水産統計年報

※3環境保全型農業：土づくりや化学肥料・農薬の使用の低減による環境保全型の農業生産方式

◇ 基本目標

本市農業の基幹作物である稲作を中心に、野菜、果樹、花き、肉用牛、乳用牛等を組み合わせて、合理的複合経営で農業生産性の向上を図ります。また、農業の効率化とさらなる発展を図るため、集団化や法人化を進めるとともに、後継者の育成や新規就農者を受け入れる体制づくりを進めます。また、比内地鶏をはじめとする地域特産品のブランド化の推進、加工食品の創出など、農産物を活用した地域産業の振興を進めます。

また、グリーンツーリズムを振興し、都市と農村の交流を促進します。

◇ 施策の方向

(1) 農業生産基盤の整備促進

- ・低コスト化、効率化のため、大区画ほ場整備、農地の流動化・集積化などにより農業生産基盤の整備促進を図ります。

(2) 農業経営基盤の強化

- ・農業の担い手である認定農業者^{※4}や農業生産法人^{※5}等の育成に努めます。また、付加価値が高くブランド力のある特産品の開発を推進し、農業所得と農業の魅力を向上させ、後継者の育成を図ります。
- ・集落営農体制^{※6}の強化を図ります。
- ・地産地消を促進します。

(3) 環境に配慮した循環型農業の振興

- ・家畜のし尿等の有効利用による有機肥料の普及を図ります。有機農法の拡大や自然環境にやさしい農法を実現し、環境に配慮した循環型農業^{※7}等を推進します。

(4) 都市と農村交流の促進

- ・グリーンツーリズムの振興により、都市と農村の交流を促進します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 農村風景・伝統の保全

- ・豊かな農村の景観を守り、地域に根付いた伝統を保全します。

(2) 農業の担い手としての参画

- ・認定農業者、企業化、集団化など、新しい形の農業経営形態への参画を促進します。

(3) グリーンツーリズムへの参画

- ・迎える側の農村住民としてグリーンツーリズムへの積極的な参画を促進します。

(4) 食育の推進と消費者としての参画

- ・地産地消の促進に向け、市内児童生徒への地場産品啓蒙や体験を通じて食育を推進するほか、消費者としての参画を促進します。

※4認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」の認定を受けた農業者。

※5農業生産法人：農業者などの農業関係者が中心となって組織された農業を行う法人

※6集落営農体制：集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織

※7循環型農業：安全で安心な農産物を求める消費者志向の高揚や地域・地球環境問題などを背景に、家畜排せつ物、生ゴミなどの有機性資源を堆肥などへの循環利用を進め、農業を環境と調和させた持続的な生産方式

第1節 活力ある農林水産業の育成

I 農林水産業の振興

2 林業の振興

◇ 現状と課題

- 本市における林野面積は96,261haと市土の80%以上を占めています。森林は、国土保全、水源かん養^{※8}等の多面的な機能を持っており、市民のくらしや地域経済に大きな貢献をしてきました。
- 林家戸数が、農業戸数とほぼ同程度あることも本市の特徴です。秋田杉を中心とした林業の盛んな地域です。外材輸入による林業の構造的な不況が続いており、近年、林家戸数は微減傾向にあります。
- 林業従事者の高齢化、担い手不足は深刻な課題であり、山林の手入れが行き届かなくなる状況において、国土の保全、自然環境の保護、水資源の確保などの公益的機能に加え、林家の経営改善、担い手の育成などが、市土の保全の観点からも求められています。
- 特用林産物^{※9}については、きのこや山菜等の生産、加工などが行われており、その振興も求められています。
- また、山林資源を活かした特産品の開発、間伐材の有効利用、市場開発、観光との連携などが求められています。

林家数及び林野面積の状況

区 分	林家数		林野面積		林野率	
	(戸)	減少率(H2比)	(ha)	減少率(H2比)	(%)	減少率(H2比)
平成2年	3,072	—	96,603	—	83.8	—
平成12年	3,066	0.2%	96,373	0.2%	83.6	0.2%
平成17年	2,917	5.0%	96,261	0.4%	83.5	0.3%

資料：世界農林業センサス（林家数：山林1ha以上の保有林家）

※8水源かん養：集水域にある森林は降雨を一時貯留し、水を徐々に流出させるか地下に浸透する。このような水源の貯水機能。

※9特用林産物：主として森林原野において産出されてきた産物で、通常林産物と称するもの（加工炭を含む。）のうち、一般用材を除く品目の総称。きのこや山菜などが含まれる。

◇ 基本目標

林道、作業道などの生産基盤の整備、機械化の促進により良質な秋田杉の生産・流通を促進します。また、特用林産物の生産振興を図ります。地球温暖化の緩和、水源かん養、生態系の保全など、森林の果たす多面的な機能を保持するため、担い手を育成するとともにボランティア等による森林保全の取組みを支援します。

◇ 施策の方向

(1) 生産基盤の整備

- ・林道、作業道などの道路網整備、高性能林業機械の導入などにより、森林の集約化、生産性の向上を図ります。

(2) 森林保全育成の推進

- ・間伐、保育事業を促進するとともに、広葉樹も含めた多種多様な森林資源の整備を図ります。

(3) 後継者の育成

- ・林業後継者の育成・確保に努めます。

(4) 特用林産物の振興

- ・特用林産物の生産拡大に向けて、生産者、関連団体、行政が一体となって計画集荷体制を確立します。

(5) 森林資源の利活用促進

- ・間伐材を利用したモデル的公共施設の建設や林業教室、森林と木材に対する認識の高揚を図ります。
- ・良質な秋田杉の生産・流通を促進します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 森林保全ボランティアへの参画

- ・森林保全ボランティアとして、地域の森林資源の保全活動への参画を促進します。

(2) 秋田杉の地産地消

- ・秋田杉の地産地消を促進します。

第1節 活力ある農林水産業の育成

I 農林水産業の振興

3 内水面漁業の振興

◇ 現状と課題

- 本市は、米代川、小猿部川、阿仁川、小阿仁川、小又川、太平湖、森吉四季美湖など豊かな自然環境に裏打ちされた漁業環境が整っています。
- 「天然大アユの里」アユの宝庫として知られる米代川、阿仁川では、毎年多くの釣り客が遠方からも訪れています。全国的な釣りブームのなかで、本市においても釣り客が増加傾向にあります。
- 近年、森林の減少による河川の水量不足や外来種による生態系の破壊などが懸念されています。
- 漁業資源としての魚類の保全を図っていくことが求められます。これまでも、稚魚の放流等が行われてきましたが、継続していくことが求められています。

遊漁料の推移

(単位：千円)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
遊漁料	10,065	12,276	9,985	9,301	8,186

北秋田市資料

◇ 基本目標

漁協等の関係機関を支援し、養殖事業や放流事業などによる漁業資源確保に努めながら、河川環境の保全を図り、安定した内水面漁業の振興に努めます。

◇ 施策の方向

(1) 漁業資源の確保

・漁協等の関係機関に対する支援などを進め、養殖事業や放流事業などにより漁業資源の確保を図ります。

(2) 漁業環境の保全

・河川や太平湖、森吉四季美湖などの内水面域において自然環境の保全を図ります。

(3) 観光漁業の推進

・アユ及びサクラマス之宝庫と、全国的なPRを強化し、効果的なイベントを実施します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 自然環境の保全活動への参画

・河川や湖などの水辺環境保全・美化に向けた活動への参画を促進します。

第2節 自然と共生するまちづくり

I 自然環境の保全

1 自然環境の保全

◇ 現状と課題

- 本市は森吉山県立自然公園をはじめ、豊かな自然環境に恵まれた地域です。
- 森吉山周辺は、山頂部の高山植物群落、小又峡などの溪谷美、安の滝、幸兵衛滝、三階滝、桃洞滝などの名瀑、ブナやスギの原生林などがあり、日本最大のキツツキであるクマゲラの本州における数少ない生息地でもあります。ノロ川地域はクマゲラの繁殖が本州で初めて確認された場所でもあります。
- 本市には、国指定の天然記念物「桃洞・佐渡杉」、「露熊山峡環境保全地域」「鞍山風穴自然環境保全地域」「小又風穴環境保全地域」「今泉緑地環境保全地域」など多くの自然環境保全、緑地保全の指定地域があります。いずれも貴重な植生などの生態系が残されている地域であり、市の貴重な文化・自然環境として大切に守っていく必要があります。
- 優れた自然景観や山の幸を求めて多くの来訪者がある一方で、不法投棄や高山植物の違法採取が後を絶たない状況にあります。豊かな自然環境を残していく上でも、貴重な生態系を保全し、不法投棄、違法採取の監視が求められています。
- かつて鉱山のまちとして隆盛を誇った本市には廃坑となった鉱山が点在しています。この廃鉱からの流出水は、調査の結果、水質基準を下回る数値となっていますが、引き続き監視が必要です。

◇ 基本目標

地域の貴重な財産である豊かな自然を保護・育成するため、自然環境の監視などによるごみの不法投棄防止策やクリーンアップなどの美化活動を推進するとともに、市民の環境に対する意識啓発に努め、市民と行政が一体となった保全活動を推進します。

◇ 施策の方向

(1) 自然環境の保全

- ・自然環境を守るため、森林の適正な保全・管理、水環境の保全などに努めます。また、自然環境への影響が懸念される大規模な開発には、自然環境への重点的な配慮を求めます。

(2) 監視強化と保護規制

- ・自然や生態系の保護のため、関係機関との連携を図りながら、不法投棄の取締まり、環境破壊活動の監視を強化します。また、景観上重要な箇所については、風致地区等の設定により保護規制を図ります。

(3) 住民参加による自然環境保全活動の推進

- ・自然保護意識の高揚、環境教育の一環として、地域住民と一体となった自然環境保全活動を実践します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 自然環境保全活動への参画

- ・市民、市民団体、事業所、行政が一体となったクリーンアップ事業を推進します。

第2節 自然と共生するまちづくり

I 自然環境の保全

2 河川環境の整備

◇ 現状と課題

- 本市は、米代川、阿仁川、小阿仁川、小又川など自然豊かな河川が市内を貫流し、この流域に街や集落が形成されています。川から多くの恵みを得てきましたが、一方で、昭和47年7月洪水をはじめ平成19年9月の豪雨災害など、これまで多くの河川氾濫により甚大な被害を受けてきたことも事実です。
- 国、県、市において、これまで計画的な河川改修が進められてきましたが、今後も整備推進が求められています。米代川河川整備計画が平成17年3月に策定され、安全な住環境と河川の自然環境に配慮した米代川の今後の整備方針が示されています。
- 阿仁川、米代川流域における洪水被害の軽減、河川環境保全のための流量確保、農業・生活用水の確保、発電などを目的に、小又川上流に建設されている森吉山ダムは、平成23年完成予定です。地域生活の安全や安心、産業の振興などの面からも森吉山ダムの効果が求められています。



米代川クリーンアップ

◇ 基本目標

自然環境を守りつつ、安全でうるおいのある河川・水路の整備を促進するとともに、河川敷等を活用した親水空間の保全を進めます。

◇ 施策の方向

(1) 河川・水路の整備

- ・米代川をはじめとした国、県管理河川における河川改修の計画的遂行を要請します。
- ・河川、水路については魚道の整備を図るなど、生態系、自然環境に配慮した整備を図ります。

(2) 親水空間の保全

- ・河川公園をはじめとした潤いと安らぎのある親水空間の保全、利活用を推進します。

(3) 森吉山ダムの活用

- ・平成23年度完成予定の森吉山ダムは、治水、水利用等において、地域への大きな効果が期待されます。
- ・完成後のダム湖は、新たな資源としての利活用を進めます。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 河川環境保全への参画

- ・市民、行政が一体となったクリーンアップ事業を推進します。

第2節 自然と共生するまちづくり

II 資源循環型のまちづくり

1 下水道等の整備

◇ 現状と課題

- 自然環境の保全、快適でうるおいある生活環境のために、下水道等の施設整備は重要な社会基盤のひとつです。
- 本市の公共下水道、農業集落排水処理施設普及状況は、平成21年度末で72.0%と全県平均の78.5%より低くなっており、普及の状況に地域的偏向があるのが現状です。今後、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業など地域にあった事業を選択し、市全域への普及が求められています。同時に供用開始地区未加入者の水洗化の促進を図ることが必要です。
- 生活排水処理施設から発生する汚泥処理については、下水道施設の発生汚泥は処分業者との委託契約により焼却処分、また、農業集落排水処理施設と合併処理浄化槽の汚泥は、米代流域衛生処理センターへ搬出処理しておりますが、財政的負担の軽減と発生汚泥の利活用を推進し循環型社会を形成するため、新たな処理方式の検討が必要です。

下水道の整備状況

区分	各年度末現在	
	H16	H21
人口（人）	40,789	37,510
公共下水道水洗化可能人口（人）	11,296	15,412
農業集落排水水洗化可能人口（人）	6,848	7,242
個別排水処理水洗化可能人口（人）	3,725	4,366
水洗化可能人口（人）	21,869	27,020
普及率（%）	53.6	72.0
公共下水道水洗化人口（人）	6,069	10,142
農業集落排水水洗化人口（人）	5,315	6,069
個別排水処理水洗化人口（人）	3,725	4,366
水洗化人口（人）	15,109	20,577
水洗化率（%）	37.0	54.9

※普及率＝水洗化可能人口／人口

※水洗化率＝水洗化人口／人口

資料：北秋田市上下水道課

◇ 基本目標

自然環境の保全と市民の生活環境の向上を図るため、市民生活の基盤となる下水道施設等の整備を進めます。施設整備が完了した供用開始地区については、水洗化の全世帯普及を目指します。未整備地区については、下水道計画にしたがって計画的な供用開始を目指します。

◇ 施策の方向

(1) 公共下水道の整備促進

- ・公共下水道整備の計画的な実行を図ります。
- ・下水道事業の広報活動に努めながら、水洗化を促進します。

(2) 農業集落排水事業・合併処理浄化槽の整備促進

- ・農業集落排水事業及び合併処理浄化槽の計画的な実行を図るとともに、新規事業箇所の調査検討を進めます。

(3) 汚泥処理の検討

- ・汚泥処理計画の立案による、新たな汚泥処理方式の検討を進めます。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 水洗化への加入促進

- ・水環境の保全に向け、水洗化等を促進します。

第2節 自然と共生するまちづくり

II 資源循環型のまちづくり

2 リサイクル体制の確立

◇ 現状と課題

- 環境への負荷の少ない持続的循環型社会を実現するためには、自治体、家庭、事業者などが一体となって取り組んでいくことが必要であり、それぞれが役割を自覚し、実行していくことが求められています。
- 排出される廃棄物の分別収集・適正処理はもとより、リデュース、リユース、リサイクルの推進、ライフスタイルの見直し、環境に配慮されたグリーン製品・サービスや地産商品の推奨などが求められます。
- ごみの分別、減量化などの意識は浸透しつつありますが、継続すること、徹底すること、拡大することが重要となります。
- 事業所ごみについては、産業廃棄物と一般廃棄物の区分を明確にし、それぞれ適正処理、リサイクルの推進を含めた指導が必要となっています。
- クリーンリサイクルセンターごみ処理施設（焼却・不燃ごみ）が築20年を経過して老朽化が進み、対策が必要です。

廃棄物処理量

(単位：t)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
収集可燃ごみ	6,524	7,451	7,556	7,515	7,320
収集不燃ごみ	1,106	733	3,710	413	395
資源ごみ	2,282	1,884	1,793	1,727	1,579
直接搬入ごみ	2,714	3,081	3,311	3,081	2,726
集団回収ごみ	33	163	0	0	0
計	12,659	13,312	16,370	12,736	12,020

資料：廃棄物実態調査

◇ 基本目標

ごみの効率的な収集体制の充実を図るとともに、リサイクルによるごみの減量化や資源化に取り組み、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めます。

◇ 施策の方向

(1) エコ意識の啓発

・ごみの減量化の推進等により、リデュース^{※10}、リユース^{※11}、リサイクル^{※12}意識の浸透を図ります。

(2) ごみの効率的な収集体制確立

・ごみのリサイクル推進に向けた分別方法及び効率的な収集に向けた体制を確立します。

(3) 「事業系」廃棄物の適正処理

・事業系廃棄物の適正処理に向けた PR と指導を強化します。

(4) ごみ処理施設の更新

・クリーンリサイクルセンター処理施設（焼却・不燃ごみ）の老朽化に伴う整備を実施します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) ごみの分別の実施

・ごみの分別を適切に行い、資源化を推進します。

※10リデュース:ごみを出さないこと

※11リユース:一度使用して不要になったものを、そのままの形で使用すること。

※12リサイクル:ごみを資源として利用すること。「再資源化」「再生利用」といわれる。

第2節 自然と共生するまちづくり

II 資源循環型のまちづくり

3 地球温暖化防止対策の推進

◇ 現状と課題

- わが国では、快適で豊かな生活を実現するため、資源・エネルギーの大量消費を行ってきました。この、資源・エネルギーの大量消費が、エネルギー資源の枯渇問題や、地球温暖化・オゾン層破壊などの地球規模の問題となっています。
- 京都議定書の「第1約束期間」が2012年末となっており、2013年以降の温暖化防止について議論する国際会議も開催されていますが、地球環境問題は本市においても、重要な課題となっています。
- 近年、環境やエネルギーに関わる情勢に対応するため、風力エネルギー、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー^{※13}等に代表される新エネルギーの導入が期待されています。新エネルギーは、需要地に近い分散型エネルギーであるという特徴のほか、新規産業・雇用創出への寄与の可能性を有するなど、副次的な効果も期待されます。
- 省エネルギー、二酸化炭素の排出量の削減においては、各家庭での取組みとなる環境家計簿の導入や、公共交通機関の利用促進などの取組みが求められます。

※13バイオマスエネルギー：植物などの生物体(バイオマス)によって蓄えられた有機物をエネルギーとして利用すること。

◇ 基本目標

新エネルギーの活用を促進するとともに、公共交通機関の利用促進などにより市民と行政が一体となった地球温暖化防止対策を進めます。

◇ 施策の方向

(1) 新エネルギー利用促進

・環境にやさしい、新エネルギーの利用促進を図ります。

(2) 公共交通の利用促進

・公共交通機関の利用を促進するとともに、パークアンドライド^{※14}をはじめとした TDM^{※15} 等について調査、研究を行います。

(3) 省エネルギー、省資源の普及・啓発

・環境家計簿^{※16}の導入等と呼びかけることにより、省エネルギー、省資源の普及・啓発を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 二酸化炭素の削減に向けた一体的な取組み

・二酸化炭素の削減に向けて、身近なところから省エネ意識の改革を進めます。

※14パークアンドライド：市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、自動車等を郊外の鉄道駅又はバス停に設けた駐車場に止め、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。バスを利用する場合、パークアンドバスライド、鉄道を利用する場合パークアンドレールライドなどということもある。

※15TDM：交通需要マネージメント(Transportation Demand Management)の頭文字をとったもの。自動車の利用行動を変えることで渋滞緩和を図るもの。

※16環境家計簿：地球温暖化の原因となる二酸化炭素を家庭でどの程度排出しているかを算定し、家庭からの排出量を記録するもの。電気・ガス・水道・ガソリンなどの使用量、ゴミの量などから二酸化炭素の排出量を算定する。

第3節 安心・安全・快適にさせるまちづくり

I 道路の整備及び公共交通の確保

1 広域交流交通基盤の確保

◇ 現状と課題

- 日本海沿岸東北自動車道は、秋田県や隣県の主要都市との時間距離の短縮により、ビジネスや生活行動圏域の拡大に大きく寄与します。また、大館能代空港の利便性向上に大きな期待があり、地域産業の振興、企業誘致等における重要な基盤のひとつとなります。
- 現在、琴丘・能代道路の整備、大館西道路の整備等により、本市に隣接する地域までの整備が進められていますが、高速交通ネットワークの形成を図るためには、工事中の鷹巣大館道路の早期完成及び二ツ井白神 IC～あきた北空港 IC（仮称）の早期整備促進が望まれます。
- 平成10年に開港した大館能代空港は、首都圏と本市を約70分で結ぶ、都市との交流の重要な交通基盤となっており、現在、東京2便が就航しています。東京便は、年間約9万人が利用、貨物では野菜、衣類、印刷物などが年間約53トン輸送されています。しかしながら、利用者数は平成15年度の170,586人をピークに減少しており、地域一丸となった利活用促進の取組みが求められています。

大館能代空港旅客実績

東京線

(単位:人)

年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H18	6,642	6,380	9,607	8,062	10,694	9,936	9,915	11,742	10,352	11,988	9,833	7,661
H19	7,368	6,297	7,778	7,775	9,951	9,427	9,086	11,653	10,292	11,832	9,381	6,451
H20	6,368	6,252	8,461	7,555	9,946	9,219	8,739	10,623	9,183	10,108	9,830	5,515
H21	5,749	5,018	7,703	6,490	9,178	7,355	8,742	10,332	9,849	8,612	7,211	5,315

大館能代空港貨物実績

東京線

(単位:kg)

年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H18	11,535	10,523	11,512	11,488	10,541	10,245	12,587	12,092	12,314	10,868	11,492	12,203
H19	10,493	10,367	9,935	8,912	8,757	8,069	10,697	11,213	10,945	10,598	9,376	9,555
H20	7,879	11,679	9,329	8,594	9,522	10,776	9,918	8,713	8,485	7,583	6,149	5,589
H21	6,033	4,696	5,969	3,754	2,956	2,945	4,128	2,885	5,942	4,286	3,747	5,473

資料：北秋田市商工観光課

◇ 基本目標

都市との交流基盤となる高速交通体系の確立及び利便性の向上に向けて、日本海沿岸東北自動車道の整備促進及び大館能代空港の利便性向上を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 日本海沿岸東北自動車道の整備促進

- ・日本海沿岸東北自動車道の整備を要請し、大館能代空港と高速道路の連結を目指します。

(2) 大館能代空港の利便性向上

- ・大館能代空港の便数、航空機の発着先など、ニーズに応じた利便性の向上を目指します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 日本海沿岸東北自動車道の整備要請行動

- ・期成同盟会等による要請行動に参画し、国等へ積極的に働きかけます。

(2) 大館能代空港の利活用推進

- ・都市との交流機会の拡充を図り、大館能代空港の利活用機会を増やします。
- ・チャーター便や臨時便、さらには取扱貨物の利用増大等により大館能代空港の利用を推進します。

第3節 安心・安全・快適に暮らしづくり

I 道路の整備及び公共交通の確保

2 生活圏域交通基盤の確保

◇ 現状と課題

- 本市には、市北部を東西に横断する国道7号、南北に縦断する国道105号、285号が主要幹線道路として、また、これを補完する主要地方道、一般県道、市道により交通ネットワークが形成されています。
- 本市は面積1,152.5km²で秋田県の10%を占める広大な面積を有しており、地域間交流、市民サービスの維持を図っていく上で、道路交通網整備は必要不可欠です。
- また、首都圏・関西圏等からの玄関口となる大館能代空港と、観光施設など市内の主要拠点とのアクセス強化が求められています。
- 昭和61年に第三セクターとして営業開始した秋田内陸縦貫鉄道は、本市と仙北市をつなぎ、通勤・通学をはじめ、広域観光の振興に寄与してきました。近年、人口の減少やマイカーの普及により、乗車率が低下しており、経営状況が悪化しています。
- マイカー等を有しない高齢者等にとって重要な足となる生活バス路線については、赤字路線の切り捨て、減便などが行われており、今後の路線の維持、廃止に伴う施策の検討が求められています。
- 活力と魅力ある市街地形成のために、まちづくりと一体となった都市計画道路が計画されています。また、住民生活に最も密着した生活道路は、市民の重要な生活基盤であり、この適正な整備と維持管理が必要です。

秋田内陸線の乗降者数（1日平均）

（単位：人）

年度	H17	H18	H19	H20	H21
定期	757	729	523	598	621
定期外	657	652	699	700	708
計	1,414	1,381	1,222	1,298	1,329

資料：秋田内陸縦貫鉄道（株）

◇ 基本目標

日常生活の利便性を向上し、地域内の交流、連携を促進するために、安全・安心・快適な道路網の整備を進めます。

また、バスや鉄道などの公共交通機関は、自動車を運転できない高齢者や学生、子ども等にとって生活の足であり、確保を目指します。

◇ 施策の方向

(1) 地域間交流促進のための市内幹線道路網整備

- ・国道105号、285号、主要地方道鷹巣川井堂川線といった地域内を連結する幹線道路や生活道路など市民に密着した道路の整備・改良を図るとともに、冬期間の生活路線を確保するため、除雪や防雪対策の充実を図ります。

(2) 大館能代空港へのアクセス強化

- ・観光、産業、企業誘致等において、都市との交流・連携の核となる大館能代空港と地域内との連絡を強化するために、アクセスする道路網の整備を推進します。

(3) 公共交通機関の維持、利用促進

- ・市街地と山間地域を結ぶ既存のバス路線については、維持・確保と利便性の向上を図るとともに乗車促進に取り組めます。
- ・秋田内陸線については、「秋田内陸線の持続的運行に係る基本合意」に基づき、県、沿線両市、鉄道会社が沿線住民と一体となって生活交通と観光の利用促進に向けた取り組みを進めます。

(4) 都市計画道路網の整備促進等

- ・都市計画道路の長期未着手路線については、必要に応じて効果や実現性等を再評価、見直した上で、整備促進を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 道路美化活動への参加

- ・公共施設の里親制度^{※17}等の住民協働型の管理システムを検討し、道路美化活動等への住民参加を促進します。

(2) 公共交通機関の利活用推進

- ・公共交通機関の利用を促進します。
- ・秋田内陸線の乗車運動を積極的に促進します。

※17公共施設の里親制度:アダプトプログラムとも言われる。一定期間の公共の場所を養子にみたく、市民が里親となって養子の美化(清掃)を行い、行政がこれを支援する制度。

II 情報通信網の整備

1 情報通信網の整備

◇ 現状と課題

- グローバル社会、高度情報化社会となり、インターネット等が個人や企業等に急速に普及していますが、高齢者が多く、まだ浸透しているとはいえない状況があります。
- 高度情報通信網の整備は、地理的条件などのハンディキャップを克服し、地域間交流の拡大や広域的な連携を推進するものです。
- さらに、新たな地域産業の振興、広大な面積を有する本市における行政サービスの効率化に向けても情報通信網の整備は重要な社会基盤のひとつです。
- 市民がいつでも・どこでも必要な情報を入手することができ、市民生活の利便性向上に幅広く役立つよう情報通信ネットワークの構築を推進するなど、高度情報化に適切に対応していくことが求められています。本市では、ほとんどで光通信網が整備されましたが、一部地域ではADSLの利用に限られている地域があります。また、山間部には携帯電話の不感地区もあり、その解消が大きな課題となっています。
- 一方、情報化の進展は様々な効果が期待される反面、プライバシー保護や災害時などネットワークの維持確保が懸念されており、これらにも十分配慮した対応が求められています。

◇ 基本目標

情報通信網については、難視聴地域の格差を是正するとともに、生活関連情報等を享受できるような情報網の整備促進を図ります。

また、高度情報化に適切に対応していくため、情報通信関連教育の充実、地域産業育成にも関連がある情報をめぐる環境の基盤整備、利便性の向上、プライバシーの保護に留意の上事業の推進を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 高速通信網等の整備促進

- ・高速通信網の未整備地区に、早期に整備促進を図ります。
- ・携帯電話の不感地区の解消を目指します。

(2) 情報通信ネットワークの整備と地域活性化

- ・インターネットによる市民との情報の受発信等に対応するため、市の施設のネットワーク化を充実させ、様々なデータの共有を可能にする基盤整備を進めます。
- ・インターネットを活用して行政情報や地域情報を市内外に発信するとともに、市民や市外の人々との情報交流を行い、地域活性化を図ります。

(3) 行政事務の情報化推進

- ・各種事務事業の電子化を推進するとともに、ネットワークを活用した申請、届出等の電子化により、市民への各種サービスの向上を図ります。
- ・地図情報システムの導入を検討します。

(4) 情報環境の整備

- ・個人情報の取扱いに関する行政の透明性を確保しながら、個人情報保護を図るため、個人情報保護条例やコンピュータ処理規定に基づき適正な処理をします。
- ・児童生徒がパソコンを操作して情報を活用する基礎的な能力を養うため、備品や施設等の充実を図ります。
- ・地域産業の育成や定住環境の整備とあわせ、情報環境の基盤整備等に積極的に取り組みます。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 情報通信網等への参画

- ・情報通信環境の充実に併せて、市民の利活用を促進します。

(2) 情報通信機器利用に向けた教育講座への参画

- ・情報通信の普及と適正な利用に向けた教育機会、講座の開催等への参画を促進します。

第3節 安心・安全・快適にらせるまちづくり

Ⅲ 住環境の整備

1 適正な土地利用の推進

◇ 現状と課題

- 市域の大部分を森林、農地が占めていますが、土地利用状況の推移では、森林、農地が減少し、宅地、道路が増加しています。
- 市所有の低利用地を効果的かつ効率的に利用することが求められています。
- 自然環境の保全のために、市土の保全と開発の両面について、特性を活かしながら、国土利用計画に基づいた秩序ある土地利用を推進する必要があります。

土地利用の推移 (ha)

区 分	平成 16 年	平成 20 年
農 用 地	6,813	6,620
農 地	6,813	6,620
採草放牧地	0	0
森 林	96,471	96,442
原 野	16	16
水面・河川・水路	2,141	2,166
道 路	1,884	1,909
宅 地	1,345	1,387
住宅地	771	772
工業用地	59	51
その他の宅地	515	564
そ の 他	6,587	6,717
合 計	115,257	115,257
市 街 地	161	161

北秋田市資料

◇ 基本目標

大館能代空港付近にあきた北空港 IC(仮称)が設置される予定であり、良好な交通条件が整備されることから、本市市街地、空港周辺、大野台地区の都市基盤の形成を見据えた土地利用を図り、豊かな自然環境と調和した快適で安全な居住空間を備えたまちづくりをめざします。

◇ 施策の方向

(1) 計画的な土地利用の推進

- ・北秋田市国土利用計画に基づき、計画的な土地利用の推進を図ります。
- ・都市計画マスタープランに基づき、自然環境と調和した快適で安全なまちづくりを進めます。

(2) 指導の充実

- ・都市的土地利用との調整を図りながら、自然環境の保全と農林業の振興、保全に関わる土地利用の規制、指導に努めます。

(3) 低未利用地の活用検討

- ・市所有の低未利用地については、その活用方法を検討し、適正な利用を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 計画立案への参画

- ・各計画の見直しや立案にあたり、市民の参画を促進します。

第3節 安心・安全・快適にくらせるまちづくり

Ⅲ 住環境の整備

2 住宅地等の整備

◇ 現状と課題

- 本市は、これまで過疎や住宅困窮者対策として公的住宅をはじめとした公的住宅整備を進め、また、若年層の定住を目的とした宅地造成事業を展開してきました。
- 少子高齢化や核家族化の進行による住宅需要への対応や定住促進のためにも、需要を見極めながら地域のニーズに応じた住宅供給を図っていく必要があります。
- 一方で、新たな住宅団地の形成による集落からの人口流出は、地域のコミュニティの崩壊へにつながることも懸念されることから、集落内の空家などの活用による地域居住者の維持が求められます。同時に、中心市街地等においても、社会基盤が整った環境と、まちの利便性を活かしたまちなか居住を促進するなど、コンパクトなまちづくりの推進が求められています。

公的住宅の整備状況

各年度末現在

区 分	H16	H21
市営住宅（戸）	550	538
特定公共賃貸住宅（戸）	15	15
単独住宅（戸）	—	51
合 計	565	604

資料：北秋田市都市計画課

◇ 基本目標

住宅行政の目標等を定めた北秋田市住生活基本計画に基づき、市営住宅の計画的な整備・改善を進めます。
また、若者の定住化促進のためにも既存の分譲宅地の販売促進を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 市営住宅等の整備・充実

・定住化の促進に向け、多様化する市民のライフスタイルに対応した公営住宅等の整備・改修を進めます。

(2) まちなか居住の推進

・高齢者向けの住宅供給、空家の有効活用などを進め、まちなか居住を推進します。

(3) 地場産材の活用

・公営住宅等の整備にあたっては、地場材の積極的な活用を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 計画立案への参画

・各計画の立案にあたり市民の参画を推進します。

Ⅲ 住環境の整備

3 上水道・簡易水道の整備

◇ 現状と課題

- 本市の水道等の整備状況は、平成21年度末現在で給水人口34,435人、総人口に対する普及率は91.80%と、ほぼ全域に水道が普及されています。しかしながら、まだ一部に未普及地域もあり、需要に応じた整備を進める必要があります。
- 合川地区、森吉地区では、森吉山ダムに水源を求めて統合簡易水道施設整備を実施しています。現有施設の老朽化や水不足の地域もあり、早期完成が求められています。
- 老朽化の著しい施設や配水管があり、水資源の有効活用を図るためにも修繕・更新を図り、市民に安全でおいしい水を供給するために、水質の監視強化が求められています。

上水道・簡易水道の整備状況

各年度末現在

区 分	H16	H21
人口（人）	41,031	37,510
平均使用量（m ³ /日）	10,098	12,068
給水人口（人）	38,014	34,435
給水件数（件）	14,571	12,777
普及率（%）	92.65	91.80

※普及率＝給水人口／人口

資料：北秋田市上下水道課

◇ 基本目標

水の需要に対応し、安全でおいしい水を安定して供給するため、上水道・簡易水道施設の整備を進めます。

◇ 施策の方向

(1) 未普及地域の解消

・補助制度の有効活用、全戸加入の促進等により未普及地域の解消に努めます。

(2) 安定供給体制の確立

- ・水源を確保し、市民がいつでも水道水を必要に応じて利用できるように、安定した水供給体制の確立を図ります。
- ・下水道事業、道路事業等との整合を図りながら、施設の改良を図ります。
- ・行き止まり管の解消・老朽管の入替え、各水道事業間の連絡管布設等により、柔軟な給水体制を整備します。
- ・経営基盤の強化に努めます。

(3) 安全で安心な水の供給

・水源の保全や水質管理を徹底し、安全で良質な水の供給を図り、市民サービスの向上に努めます。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 水源の保護

・水源かん養機能を持つ森林の保全を図るとともに、公共水域の水質浄化を促進します。

第3節 安心・安全・快適にさせるまちづくり

Ⅲ 住環境の整備

4 公園・緑地の整備

◇ 現状と課題

- 本市には、鷹巣中央公園をはじめとした都市公園、農村公園その他の公園が整備され、市民の憩いの場として利用されています。
- 公園は、交流や憩いの場としての機能のみならず、防災機能なども有しており、利用圏域に応じた適正な配置が求められることから、未整備地域への設置の検討を進めていくことが必要です。
- すでに整備されている公園においては、適正な管理と利活用の推進が求められています。また、地域と協働での維持管理が課題となっています。

都市公園、緑地等実態

都市計画区域	住区基幹公園						都市基幹公園				特殊公園				大規模公園	
	都市公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		歴史公園		広域公園	
	か所	面積	か所	面積	か所	面積	か所	面積	か所	面積	か所	面積	か所	面積	か所	面積
北秋田市	3	0.96					1	24.3	1	5.7					1	200.7

緑地		墓園		広場		合計		開設		都市施設以外の開設都市公園	
か所	面積	か所	面積	か所	面積	か所	面積	か所	面積	か所	面積
1	92.0					7	323.7	7	128.4	2	0.47

資料：平成21年秋田県の都市計画

◇ 基本目標

環境や自然に配慮した、やすらぎと潤いをもたらす公園・緑地の整備を進めます。

◇ 施策の方向

(1) 都市公園の整備

- ・都市公園は、防災、健康維持、レクリエーション、癒しの空間として生活環境の質を高める場であり、その整備を推進します。また、公園施設長寿命化計画を策定し、適正な維持管理に努めます。

(2) 農村公園の整備

- ・農村地域においては、地域交流の拠点として農村公園の整備を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 公園整備計画立案への参画

- ・新たな公園づくり、既存公園のリニューアル計画などにあたり、市民の参画を促進します。

(2) 公園等の利活用促進及び維持管理等への参画

- ・公共施設の里親制度等の住民協働型管理システムを検討し、住民による利活用機会の拡充、維持管理への参画を促進します。

IV 安全な地域づくりの推進

1 地域防災体制の充実

◇ 現状と課題

- 本市では、昭和47年、昭和50年、平成19年の水害、昭和58年の日本海中部沖地震、平成3年の台風19号による災害を経験しています。特に平成19年の水害においては、災害救助法が適用される甚大な被害をこうむりました。国内を見渡すと、近年の気象状況の変化により、各地で大規模水害、地震が発生しており、甚大な被害をもたらしています。このような災害がいつ本市において発生するとも限りません。そのため防災に対する十分な備えと態勢を作っていくことが急務となっています。
- 災害の発生及び避難情報等の迅速かつ的確な伝達は、被害を最小限に抑えるためにも重要であり、防災情報の伝達体制の確立が求められています。また、発災時の初動体制を充実させるため、自主防災組織の充実を図ることが必要となっています。
- 災害時に弱い立場におかれる高齢者や障害者など、災害時要援護者に対する避難支援体制の整備を進め、必要な時に必要な支援が受けられる計画的・組織的な避難支援等を実施することが求められています。
- 山岳地、里山を多く抱えていることから、山菜採りが多く入山し、山岳遭難が多発しています。住民のみならず、来訪者等に向けた、遭難しないための啓蒙、捜索態勢の充実が求められています。

◇ 基本目標

防災計画に基づく危機管理体制の構築を進め、あわせて防災施設の整備を図るとともに、自主防災組織の育成など市民による防災まちづくりの取組みを強化し、安全なまちづくりを進めます。

◇ 施策の方向

- (1) 地域防災計画の見直し
 - ・適宜、地域防災計画を見直し、大規模災害への対応を適切に図ります。
- (2) 洪水等ハザードマップの見直し
 - ・河川改修等により浸水想定に変化が生じた際には、洪水ハザードマップの見直しを図ります。
- (3) 災害時要援護者避難支援プランの策定・充実
 - ・災害における要援護者の安全確保、避難支援のための取組み強化に向け、支援プランの策定・充実を図ります。
- (4) 情報伝達体制の構築・自主防災組織の充実
 - ・発災、避難情報等の伝達体制を構築するとともに、自主防災組織の充実を図ります。
- (5) 山岳遭難への対応
 - ・森吉山をはじめ山岳地帯を有していることから、山岳遭難への適切な対応を図ります。
- (6) 防災意識の高揚
 - ・災害被害を最小限に食い止めるために、きめ細やかな防災意識の高揚と啓発に努めるとともに、消防本部の強化、自主防災組織等の育成等の条件整備を進めます。

◇ 地域協働体制の方向

- (1) 自主防災組織への参画
 - ・事業所、学校、自治会等の自主防災組織への参画を促進します。

第3節 安心・安全・快適にらせるまちづくり

IV 安全な地域づくりの推進

2 消防体制の充実

◇ 現状と課題

- 市域が広範囲にわたるとともに、山岳や溪谷などを有しています。このため、迅速な消火を進めていくためにも時間距離に応じた、適正な消防体制の充実が求められています。
- 特に、迅速な消火・防災活動を図っていくためには、消防団の役割は重要です。しかしながら、団員の高齢化と人員確保が困難な状況になっています。
- このため、地域の自治組織の活用や、各家庭、企業等による初期消火活動への参画などが求められています。

火災発生状況

(件)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
建物火災	13	21	20	16	16
林野火災	3	0	1	5	4
車輻火災	2	1	1	1	1
その 他	2	3	6	10	2
合 計	20	25	28	32	23

資料：北秋田市消防本部

◇ 基本目標

市域の地形に応じた適正な消防体制を構築するとともに、初期消火の重要性を示し、防火・防災意識の高揚を図ります。また、消防施設の充実、消防団員の確保を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 適正な消防体制の整備

- ・市域に併せた適正な消防体制を構築します。
- ・消防広域化の協議を進めます。

(2) 防火意識の普及、高揚

- ・学校や事業所等における避難訓練の実施、予防査察等により、民間の防火組織の育成を図りながら、防火意識の普及に努めます。

(3) 消防施設の整備・拡充

- ・防火水槽、消火栓などの水利を整備、増設するとともに、消防ポンプ車等の整備を進めます。
- ・アナログ式の使用期限が平成28年5月末となっている消防救急無線のデジタル化を図ります。

(4) 消防団員の確保と技術・資質の向上

- ・消防団員については、訓練や研修を重ね、個々の技術・資質の向上を図るとともに、既存の地域組織との連携により団員の拡充を進めます。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 消防団への参画

- ・消防団活動への参画を促進します。

(2) 初期消火訓練への参画

- ・防火意識の認識を深め、初期消火訓練への参画を促進します。

IV 安全な地域づくりの推進

3 交通安全の推進

◇ 現状と課題

- 交通安全については、交通安全施設の整備、広報活動及び交通指導隊による巡回指導を実施しています。また、交通安全運動においては、交通安全関係団体とともに、幼児や高齢者等を対象とした交通安全教室を実施し、さらに市民集会などを進め、交通安全の啓蒙を図ってきました。
- この数年、交通事故は減少の傾向にあるものの、死傷者数に占める高齢者の割合は年々増加傾向にあります。
- 冬期間のスリップによる重大事故の発生等、事故の形態も多種多様にわたっており、関係機関の早急な対策が望まれています。

人身交通事故発生状況

(単位：件、人)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
発生件数	103	91	52	69	72
死 者	3	4	3	5	3
傷 者	136	106	70	83	99

資料：秋田県勢要覧

◇ 基本目標

事故のない安全なまちづくりを目指し、交通安全意識の啓蒙普及や交通安全施設の適正配置を進めます。

◇ 施策の方向

(1) 交通安全意識の普及・高揚

- ・登下校時の街頭指導や多発する薄暮・夜間の事故等への広報、交通安全教室の開催、交通安全母の会等による高齢者世帯訪問の実施などにより、交通安全意識の普及・高揚を図ります。

(2) 交通安全施設の整備

- ・交通危険箇所へのカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備・配置、さらに歩道の整備等を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 街頭指導への参画

- ・登下校時の街頭指導への参画を促進します。

(2) 交通安全管理者制度の適正運用

- ・交通安全管理者制度を適正運用し、職場における交通安全意識の高揚を図ります。

(3) 交通安全教室への参画

- ・交通安全協会、老人クラブ等が行う交通安全教室への参画を促進します。

IV 安全な地域づくりの推進

4 救 急

◇ 現状と課題

- 広大な市域に対応した適正な救急体制の充実が求められています。さらに、高齢化の進展、あるいは、疾病構造の変化等に伴う救急需要の増加に対応するための組織体制の整備も求められています。
- 救急車の出場件数は年々増加傾向にあります。
- 現在、本市には、高規格救急車4台、救急車1台の設備と高規格救急車運用に関わる救急救命士16名により救急対応がなされていますが、今後、設備の充実と受け入れる救急医療機関との連携を密にした救急体制を強化する必要があります。

救急車出場件数

(単位：件、人)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
出場件数	1,286	1,367	1,384	1,376	1,395
搬送人員	1,220	1,315	1,314	1,286	1,306

資料：北秋田市消防本部

◇ 基本目標

救急需要に対応した高度救急医療機材の導入、救急救命士の育成等を図るとともに、応急処置の市民への普及に努めます。

◇ 施策の方向

(1) 救急体制の充実

- ・救急需要に対応するため、高度救急医療機材の導入、救急救命士の育成等に努めるとともに、救急業務の高度化を推進し、医療機関との連携をより強化します。

(2) 救急措置の普及活動

- ・住民に応急処置を普及させ、より確かな救急業務が行えるように努めます。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 普通救命講習、上級救命講習、AED^{※18}講習への参画

- ・救命救急講習への参画を促進します。

※18AED:自動体外式除細動器のこと。突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器。

第3節 安心・安全・快適にさせるまちづくり

IV 安全な地域づくりの推進

5 防 犯

◇ 現状と課題

- 本市では、警察署、防犯協会などの関係機関との連携により、地域の現状に即した防犯活動を展開しています。
- 犯罪の多様化、低年齢化が進んでいる中で、安全な生活を脅かす不安要素が地域を問わず蔓延しつつあり、さらなる防犯意識の啓蒙普及に努め、犯罪を未然に防ぐ環境づくりが必要です。また、空き家に対する防犯上の配慮も必要になっています。



防犯パトロール

◇ 基本目標

安全で安心なまちづくりを目指し、さらなる防犯意識の啓蒙普及、防犯団体等の育成強化を図ります。また、通学路や新興住宅地等への防犯街灯の設置に助成し、犯罪を未然に防ぐ環境づくりを推進します。

◇ 施策の方向

(1) 防犯意識の普及、高揚

・広報等を通じた防犯運動により、市民の防犯意識の普及・高揚に努めます。

(2) 防犯団体、ボランティアの育成強化

・安全安心ネットワークの活動、関係機関との連携強化により防犯活動を積極的に推進します。

(3) 防犯街灯の整備

・通学路や新興住宅地などへの防犯街灯設置に対し、補助金の交付を行い、犯罪を未然に防ぐ環境づくりを推進します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 防犯ボランティアへの参画

・防犯ボランティアへの参画を促進します。

(2) 防犯街灯の適正管理

・自治会等による防犯街灯の設置と適正管理を促進します。

IV 安全な地域づくりの推進

6 消費者行政の推進

◇ 現状と課題

- 消費者を取り巻く経済環境は、経済社会の高度情報化、グローバル化、規制緩和等により急激に変化しています。これに伴い、消費者に提供される商品・サービスの利便性が向上し、選択肢が増える反面、悪質事業者による消費者トラブルは複雑・多様化しています。そのため、消費者施策を支援することにより、市民と一体となった消費者行政の推進に努めることが必要となります。
- 消費生活相談窓口を設置し消費者支援を実施しているものの、同規模の地域と比較すると相談件数が少ない状況にあります。そのため、相談窓口の周知や相談体制の充実が必要となります。
- 消費者と事業者の間には「知識や情報量の格差」「交渉力の格差」などが存在しているため、消費者と事業者の間に立って「あっせん」を行うことも重要な支援となっています。そのため、幅広い専門的な知識を持つことや様々な機関との連携が必要となります。
- 生活用品の事故が社会問題になっていることから、身近な製品事故の状況を踏まえ、商品の安全性に関する情報の提供に努める必要があります。また、消費生活相談のうち、製品事故が発生した商品に関するものは、迅速に関係機関へ情報提供を行い、事故の拡大防止を図る必要があります。

◇ 基本目標

消費者と事業者との間に情報の質や量、交渉力等に構造的な格差があることを踏まえ、消費者の権利を尊重し、消費者自身が自主的かつ合理的に行動でき、安全に安心して生活できるよう、消費者行政を推進します。

◇ 施策の方向

(1) 消費生活相談体制の充実・整備

- ・相談内容が複雑化し、より高度な専門知識や技術が必要となっているため、相談窓口における相談能力の向上を図ります。また、国民生活センター等に蓄積された相談情報を活用して、各種相談窓口と連携を強化するとともに、相談員の増員など、相談体制の強化を図ります。

(2) 消費者取引の適正化

- ・県生活センターや市消費生活相談窓口で相談・苦情が多く寄せられている事業者に対して、関係機関と連携しながら販売方法等に関して調査し、改善・指導等を行います。

(3) 被害の未然防止・拡大防止

- ・関係行政機関等との連携により、各種法規制による事業活動の適正化と消費者への情報提供に努めます。また、訪問販売等に関する消費者トラブルや、架空・不当請求等の不法行為による消費者被害の未然防止や被害拡大防止のため、消費者被害情報の収集を行い、出前講座等への反映、迅速な情報提供等に努めます。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 消費者との情報共有

- ・出前講座や夜間講座の実施等により、注意情報を共有します。

(2) 消費者団体への支援

- ・消費者団体による主体的な取り組みの促進や地域リーダーとして活動できるように支援します。

V 雪対策の充実

1 雪対策の充実

◇ 現状と課題

- 本市は、一年の約3分の1を積雪のなかで過ごしています。積雪による道路交通網への影響、暮らしへの影響は著しく、社会活動、経済産業活動への影響も大きなものです。
- 道路除雪については、国、県、市など道路管理者による除雪を行っており、効果的・効率的な除雪の実施に向けた体制と設備の充実が求められています。また、流雪溝や消融雪設備の充実が求められています。
- また、高齢者のみの家庭等においては、除雪や雪下ろしが大きな負担となっており、適切な除雪が困難な状況にあり、地域等における助け合いの活動が求められています。
- 一方で、雪を有効に活用した観光開発、新技術の開発による新規産業育成といった雪の利活用の推進が求められています。



排雪作業

◇ 基本目標

除雪体制の強化と施設整備を充実し、快適な交通体制の構築を図ります。高齢者世帯等への除雪ボランティア等の育成・支援を進めます。自然資源でもある雪を有効に活用するための研究等を進めます。

◇ 施策の方向

(1) 除雪体制の強化

・除雪センターの整備、除雪機械の充実等により、除雪体制の強化を図ります。

(2) 消融雪施設の整備

・道路の消融雪施設、流雪溝などの整備を進めます。

(3) 除雪ボランティア助成・支援

・高齢者世帯等への除雪ボランティアの育成、支援を行います。

(4) 雪の利活用推進

・雪を活用した農産物等の貯蔵などの研究を進め、雪の利活用を推進します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 除雪ボランティアへの参画

・除雪ボランティアへの参画を促進します。

第3章

「活気あふれる交流都市」づくり

第1節 人が集まるにぎわいのあるまちづくり

I 商業の振興

1 商業の振興

II 地域産業の振興

1 工業の振興

2 地域に根ざした新産業の振興

III 観光・レクリエーションの振興

1 観光・レクリエーションの振興

第2節 働く場と若者定住を創出するまちづくり

I 企業誘致・雇用の確保

1 企業誘致・雇用の確保

II 定住促進

1 定住促進

第3節 まちづくりのしくみを整える

I 地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立

1 地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立

II 行財政運営の効率化

1 行財政運営の効率化

第1節 人が集まるにぎわいのあるまちづくり

I 商業の振興

1 商業の振興

◇ 現状と課題

- 高度情報化、道路事情の変化等により、本市の商業をとりまく環境は、非常に厳しい状況にあります。商業統計調査結果によると平成19年の数値は平成9年比で商店数31%減、従業者数4%減、売り場面積13%減、年間販売額24%減となっております。また、商圏の拠点を形成している鷹巣駅前商店街・鷹巣銀座通商店街の平成22年と平成7年の歩行者通行量を比較すると最大で74%の減となっております。魅力ある市街地の形成や住みやすい環境づくりのためには、商業機能の集積と強化を推進していくことが必要です。
- 既存の中心市街地の活性化にむけた商業環境の改善、魅力向上のための取組みを進めながら、活気ある中心商店街の形成を図っていくことが必要です。また、まちなか居住を推進する上でも、中心市街地の活性化は重要な課題となっています。
- 一方で、消費者ニーズの変化、就労体系の変化等により、便益性の高い大型店に対するニーズは大きくなっています。地元雇用にも大きな波及効果があることから、雇用促進の面からも重要な課題と言えます。

北秋田市商店数、従業者数、売り場面積、年間販売額

区 分	商店数	従業者	売り場	年 間
	総 数	総 数(人)	面 積(m ²)	販売額(万円)
平成9年	696	2,237	41,673	4,382,666
平成11年	678	2,424	42,658	3,942,898
平成14年	553	2,222	44,468	3,150,046
平成16年	516	2,114	36,736	3,379,735
平成19年	477	2,153	36,450	3,313,719

資料：商業統計調査

市中心市街地通行量比較（歩行者・自転車数）

区 分	ナリタヤ前		佐々木電機店前		ホテル松鶴前		けんしん前	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
平成7年	2,344	2,314	3,506	3,169	523	762	352	422
平成22年	654	678	1,488	836	296	322	282	276
増減率	△72%	△71%	△58%	△74%	△43%	△58%	△20%	△35%

※平成7年は6:00～19:00（13時間）、平成22年は7:30～18:30（11時間）の調査結果。

◇ 基本目標

商業機能の充実、都市としての魅力であり、中心商店街は「まちの顔」となります。既存商店街の活性化及び商業者と大型店が共存できるよう、商業環境を改善し、消費者ニーズを捉えた商業機能の強化を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 既存商店街の活性化・基盤整備

- ・消費者ニーズに応え魅力ある商業環境をつくるために、既存商店街を支援するとともに、中心市街地の活性化や安全で便利に買い物ができる施設整備を進めます。
- ・中心市街地活性化ビジョンを策定し、人が集まり賑わいを創出する事業を展開、支援します。

(2) 地域産業と連携した商業活動促進

- ・地域特性を活かし、農林業、工業、観光等の地域産業と連携した商業活動を促進するとともに、時代を先取りした新たな商業活動を支援します。

(3) 商工会等との連携強化

- ・商工会等と連携し、新規起業家等の支援を充実するとともに、商店街の近代化を進め、店舗間の共同事業や各種イベントの実施など魅力ある商店街づくりを支援します。

(4) 大型店との共存

- ・地元購買率の向上、地域商業の活性化等に向けて、大型店と中小商業者が共存できるよう調整を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 地元での買い物促進

- ・消費者として地元商店街等での買い物を促進します。

(2) 商店街の取組みの促進

- ・商店街の活性化に向けた事業者の取組みを促進します。

第1節 人が集まるにぎわいのあるまちづくり

II 地域産業の振興

1 工業の振興

◇ 現状と課題

- 経済のグローバル化により市内製造業でも国際競争力を高めるため、低コスト・高付加価値化の取組みが求められており、事業所数・従業員数で減少が見られるものの、製造品出荷額は増加しています。
- 本市は、北秋田大野台工業団地を始め5つの工業団地を有し、製造業を中心とした多様な企業が集積しており、工業・物流拠点の形成や都市基盤形成のための基盤を有しています。大館能代空港、日本海沿岸東北自動車道の整備延伸などの好条件を活かすため、工業団地の魅力を高める基盤整備を図ることが求められています。
- 企業進出は国際化が進み、近接性が求められているため、既存企業の支援を強化し、戦略的な産業集積を図る必要があります。
- 日本一の産出量を誇る珪藻土は、近年、水処理や建設資材に活用され、天然素材として注目されています。珪藻土など地域に密着した素材、伝統的技術のマッチング等により、新たな技術開発、企業の育成等が求められています。

工業指標の推移

区分	事業所数(個所)	従業員数(人)	製造品出荷額(百万円)
平成4年	206	5,100	43,087
平成9年	186	4,217	42,626
平成14年	127	2,735	29,125
平成19年	110	2,601	35,258

資料：秋田県の工業

◇ 基本目標

地域の利点を生かし、企業ニーズに応える誘致活動を推進するとともに、既存企業に対する支援と高付加価値化を推進します。

◇ 施策の方向

(1) 高付加価値化の推進

- ・既存企業に対しては、企業訪問等によるコミュニケーションの充実を図り、公的助成・支援制度等の周知に努め、新技術の導入、新製品の開発、新分野への進出など高付加価値化を積極的に推進します。

(2) 企業誘致活動の推進

- ・進出企業のニーズに迅速に対応する体制づくりを進めるとともに、既存工業団地の基盤整備等の環境整備を推進します。

(3) 珪藻土の安定供給

- ・水処理や建設資材として利用価値の高い珪藻土の用途拡大に向けた製品開発等の推進を図ります。
- ・珪藻土の安定供給を図るため、県道の移設について検討を進めます。
- ・秋田大学等の教育機関と連携し、研究資源を活用した珪藻土の高付加価値化を推進します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 民間企業における高付加価値化への取組み

- ・支援制度などを積極的に活用し、製造品などの高付加価値化に向けた取組みを強化します。

(2) 企業活動を支える人材の育成

- ・職業訓練研修の支援を行ない、技能者の育成を図ります。

第1節 人が集まるにぎわいのあるまちづくり

II 地域産業の振興

2 地域に根ざした新産業の振興

◇ 現状と課題

本市の産業の振興のためには、企業誘致などの外部からの産業移入のみならず、地域の資源、人材、資金を活用した内発的な新たな産業の振興が求められています。



「珪藻土の新たな活用による活性化」フォーラム

◇ 基本目標

工業をはじめ、農林水産業や観光・サービス業などあらゆる分野の産業を対象に、助成制度等の情報提供や研究開発等の企業活動を支援する体制の機能強化を図り、新たな産業起しを促進します。

◇ 施策の方向

(1) 支援体制の機能強化

- ・ 地域産業を創出するための各種の助成制度等の情報提供や異業種間の交流、調査・研究を支援する体制の機能強化を図り、新たな産業起こしを促進します。

(2) 地域情報通信ネットワークの整備

- ・ 地域産業の基盤となる情報通信網の整備を推進します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 新産業の創出

- ・ 行政等の支援制度を積極的に活用し、新たな地域産業の創出を図ります。

第1節 人が集まるにぎわいのあるまちづくり

Ⅲ 観光・レクリエーションの振興

1 観光・レクリエーションの振興

◇ 現状と課題

- 本市には、山、川、湖に代表される美しい自然、これを保護活用するための施設、博物館、伝承館、遺跡、史跡、伝統芸能などの固有の文化や温泉等の優れた観光資源があります。これらの観光資源を有効に活用するために、これまで観光施設整備や拠点づくり、PR活動により、一定の観光客は確保されてきました。しかし、多様化する観光ニーズに応え、さらなる誘客を図るため、受け入れ体制の充実が求められています。
- スローライフ^{※19}の見直しなどから、農村文化、風景を体験することへのニーズが高まっており、グリーンツーリズム、エコツーリズム^{※20}などへの注目が集まっています。地域の生活様式等をそのまま活用した観光への活用などが求められます。
- 国の第7次構造改革特別区域計画にマタギ文化を活かした地域密着型の観光形成に向けて「阿仁マタギ特区」が認定されました。これにより「どぶろく」の製造、提供が可能となりました。この「どぶろく」の販売を足がかりに、特区の有益性を最大限活用した新たな観光資源としてのマタギ文化の伝承とその活用が求められます。
- 近年の観光ニーズの多様性、広域化が進むなかで、世界遺産白神山地、十和田・八幡平国立公園、田沢湖や角館の武家屋敷群など周辺地域との広域的な連携を推進し、誘客を図っていくことが求められます。また、広域的観光の玄関口として大館能代空港からの観光動線の整備、秋田内陸縦貫鉄道の活用などが求められます。さらには、国内で増加する外国人観光客に対する受け入れ体制整備も喫緊の課題となっています。
- 平成23年に完成する森吉山ダム周辺は、森吉山の貴重な自然、太平湖などに囲まれた良好な自然体験が可能で癒しを体感できる空間です。ダム建設に併せた周辺地域の利活用の方策について検討し、有効な観光・レクリエーション拠点として整備していくことが求められます。

観光客数の推移 (千人)

区 分	観光客数	宿泊者数
平成17年	1,690	53
平成18年	1,530	50
平成19年	1,527	53
平成20年	1,469	48
平成21年	1,384	45

資料：北秋田市商工観光課

※19スローライフ：ゆっくり、ゆったり、豊かといった価値観を大切にする社会、暮らしのこと。

※20エコツーリズム：自然・歴史・文化など地域固有の資源の保護、観光業の振興、地域振興が融合した観光の考え方。

◇ 基本目標

森吉山周辺一帯を中心とした観光、レクリエーション拠点づくり、伝統と歴史に裏打ちされた文化資産、農山村風景などの地域資源を積極的に活用し、都市との交流の拡大を図るとともに、魅力ある観光資源の整備、拡充を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 森吉山周辺地域の観光拠点づくり

・森吉山周辺一帯を中心とした観光、レクリエーション拠点づくりと、自然と共生した魅力ある観光資源の整備を図るとともに、本地域の受入体制の基盤整備を推進するため、地域関係団体との連携を深めます。

(2) 伝統と歴史に根付いた観光の振興

・当市特有な文化である阿仁マタギや、綴子大太鼓、異人館、根子番楽、阿仁前田獅子踊など各地の伝統と歴史資源の伝承を支援し、観光資源として広くPRします。

(3) グリーンツーリズム等の推進

・農山村地域の特性を活かすために、関係団体や農家との連携や地域をコーディネートする中核となる人材の育成を進めるとともに、農業体験と宿泊施設との連携によるグリーンツーリズムの展開を図ります。また、豊かな河川資源を保護活用し、全国からの釣り誘客と滞在促進を図り、地域経済への波及につなげます。

(4) 広域観光連携の推進

・他地域との広域的な観光ネットワーク形成を推進するとともに、旅行業者との連携を図り、効果的なPR活動等を行います。

(5) 観光資源、特産品等の開発

・新たな観光資源の創出や観光施設、観光団体・地場産業と連携した特産品等の開発を推進し、観光客のニーズに応えるとともに、高い満足度を得られる観光づくりを目指します。

(6) おもてなしの心の育成

・市内観光案内所を中心に観光情報の提供を行いながら、各分野におけるガイド、インタープリター^{※21}及び地域の案内人などの養成を進め、地域全体での「おもてなしの心（ホスピタリティ）」の育成を図ります。

(7) 森吉山ダム周辺地域利活用の検討

・森吉山ダム周辺地域には太平湖、森吉四季美湖をはじめとする自然豊かな環境が広がっており、訪れる人々の心を癒してくれます。森吉山ダムの建設に併せて周辺地域との一体的な利活用計画を検討し、観光、レクリエーションの拠点づくりを進めます。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 観光ボランティアへの参画

・自然ガイドボランティアなどの観光ボランティアへの参画を促進します。

※21インタープリター：自然解説員

第2節 働く場と若者定住を創出するまちづくり

I 企業誘致・雇用の確保

1 企業誘致・雇用の確保

◇ 現状と課題

- 若者の定住のためには、大きな雇用を支える企業の誘致が重要です。
- 本市には、北秋田大野台工業団地などに工業集積が行われており、この道路交通体系、情報通信網の整備、用水の確保などの基盤整備の充実をはかるとともに、企業誘致を促進し、雇用機会の拡大を図っていくことが必要です。
- 企業の立地優遇制度、雇用奨励制度などの拡充を図っていくことが必要です。

工業団地の概況

団地名		北秋田大野台工業団地	七日市工業団地
面積	総面積 (㎡)	543,616	56,300 (工業用地面積 43,000)
	工業用分譲面積 (㎡)	460,266	
	分譲可能面積 (㎡)	168,124	23,000
電力	普通高圧 (6.6KV) 特別高圧 (66KV)	普通高圧 (6.6KV) 特別高圧 (66KV)	
用水	250 m ³ /日	500 m ³ /日	
排水	立地企業が排水基準まで処理し、 小猿部川へ	立地企業が排水基準まで処理し、 小猿部川へ	
地域指定	工業適地 農工地区 過疎地域	低工地区 工配地区	

資料：北秋田市商工観光課

◇ 基本目標

企業立地を推進するための優遇制度を充実するとともに、既存工業団地の環境整備等を図りながら、積極的に企業誘致活動を推進します。また、新たな起業を促進します。雇用の促進を図るために、雇用奨励等の支援制度の充実を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 企業立地優遇制度の充実

・企業立地促進のため、県と一体となり、企業進出時に企業立地の優遇制度の充実を図ります。

(2) 既存工業団地の環境整備

・工業団地の環境整備のため、道路交通体系、情報通信体系、用水等の確保など工業団地としての機能強化を図ります。

(3) 起業の促進

・新たな起業を促進します。

(4) 雇用奨励制度の充実

・雇用促進に向けた奨励制度の充実を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 地元就業の促進

・地元企業等への就業を積極的に促進します。

第2節 働く場と若者定住を創出するまちづくり

II 定住促進

1 定住促進

◇ 現状と課題

- ハローワーク管内における市内の高校の県内就職率は、求職数の増加にもかかわらず、減少しています。地域経済の低迷に伴う県内企業からの求人数の減少が、大きく影響しています。
- 高齢者の就業環境を支援するシルバー人材センターが平成7年に設置されて以来、登録者、利用者ともに増加していますが、多くが労務作業であり、登録者の希望職種に応じきれない状況にあります。高年齢者雇用安定制度などにより、65歳までの雇用が各企業において実施されることとなるものの、高齢者の就業環境の改善が求められます。
- 出稼ぎ労働者数は約8割が50歳以上で、登録者は年々減少していますが、安全就労と健康管理のため出稼ぎ登録の周知が課題となっています。

シルバー人材センターの事業

(単位：人、件)

区分	実就業人数	受託件数	就業延人数
H17	437	4,296	39,609
H18	416	4,490	36,452
H19	408	4,632	40,205
H20	416	4,590	38,908
H21	401	2,790	43,319

資料：北秋田市商工観光課

◇ 基本目標

企業に必要な資格、技術の取得を支援するなど、就業支援の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもとに求人・求職情報の提供を図り、若者の定住につながる雇用対策を推進します。

◇ 施策の方向

(1) 就業支援の充実

- ・就職に対するミスマッチをなくし、就職機会の拡大を図るために、ハローワークや企業組合、個々の企業等と求職者との情報交流機会の拡大を図ります。
- ・女性、高齢者、障害者の就業については、就業相談員の設置、シルバー人材センターとの連携、パソコンなどの技術講習会などにより、就業を支援します。
- ・また、障害者の雇用機会確保のため、企業への啓発を促進します。

(2) U・J・Iターンの受け入れ体制充実

- ・首都圏等への情報提供により、U・J・Iターンの促進を図るとともに、受け入れ態勢の充実に図ります。

(3) 若者定住制度の制定

- ・地元産業の振興と企業誘致への取組みにより、雇用の場を確保し、若者の定住促進を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 地元への就業の促進

- ・地元企業等への就業、地元企業の雇用拡大を促進します。

第3節 まちづくりのしくみを整える

I 地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立

1 地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立

◇ 現状と課題

- 限られた市の財政のなかで、多様化する市民サービスへの要望、きめ細やかなサービスの提供には限界があり、市民と市との協働によるまちづくりへの転換が必要となっており、地域コミュニティによるまちづくりへの参画が求められます。
- 本市は、自治会・町内会などの地域コミュニティがほぼ整っていますが、まちづくりや防災、子育て、教育、環境、観光などの様々な場面において、地域コミュニティによる地域課題への主体的な取組みが期待されており、地域自治の体制確立が必要です。



前田駅前自治会の防災訓練

◇ 基本目標

地域における市民の連帯感を深め、地域コミュニティがパートナーシップによりまちづくりに参画するために、コミュニティ活動の推進支援を行います。また、自治会活動における地域課題への主体的な取組みを支援し、地域自治の体制確立を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 地域コミュニティの推進

- ・地域における市民の連帯感を深め、地域コミュニティがパートナーシップによりまちづくりに参画するために、情報提供や交流を進め、コミュニティ活動の推進を支援します。
- ・自治会館等の地域コミュニティ施設の整備を支援します。

(2) 地域自治の体制確立

- ・地域コミュニティとの連携を深め、地域課題への主体的な取組みを支援し、地域自治の体制確立を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 地域コミュニティ活動への参画

- ・地域コミュニティ活動への積極的な参画を促進します。

II 行財政運営の効率化

1 行財政運営の効率化

◇ 現状と課題

- 行政運営については、これまでも行政需要の高度化・多様化に対応し、効率的運営を目指し、機構改革等による組織の見直しを図ってきました。しかし、今後ますます多様化する行政需要に対して、合理的な組織体制の確立と職員の行政能力の向上を図っていくことが求められています。
- 公共施設については、それぞれの地域において、地域ニーズに対応し配置整備されてきました。老朽化や機能低下等による非効率的運営が行われている施設については、有効活用や統廃合の検討を進めることが求められています。
- 職員の適正な定員管理を進めるとともに、民間活力の導入により事務処理の効率化を図る必要があります。
- 財政運営については、歳入の伸び悩みに加え、高まる行政需要に対応するための支出は年々増加するため、厳しさを増している状況にあります。経費削減を行うとともに、新規財源の獲得を目指した自主財源の確保、各種補助制度等の活用、計画的な事業推進による財政運営の適正化を図っていく必要があります。

◇ 基本目標

組織・機構の見直し、事務・事業の見直し、行政処理のシステム化等により、職員定数の削減を図ります。さらに、公共施設等における指定管理者制度等の導入等、民間の力の積極的な活用を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 行政運営の効率化

- ・多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応し、柔軟な施策展開を図るために、透明で開かれた市政を推進し、行政機構の見直しと定員管理の適正化、事務事業の合理化に努めるとともに、行政評価の導入などにより職員の意識高揚を図り、行政サービスの向上に努めます。
- ・ICTを活用した情報公開や窓口サービスの充実のための電子自治体システムの構築を推進し、市民に対する行政サービスを図ります。

(2) 公共的施設の適正配置と統合整備

- ・住民ニーズ、住民バランス、財政事情を考慮しながら、公的施設の適正配置、統廃合整備を進めます。
- ・また、公共施設における指定管理者制度を導入し、民間の力を活用した市民サービスの向上と効率的な運営を図ります。

(3) 財政運営の健全化

- ・税の収納率の向上等により、自主財源の確保に努めるとともに、事務・事業の見直し、経常経費の抑制により効率的運営を図ります。また、重点的、効果的な事業の選択により、限られた財源の中で、効率的・計画的な運用に努めます。

第4章

「ふれあいとぬくもりの交流都市」づくり

第1節 みんなで支えあうぬくもりのあるまちづくり

I 保健・医療の充実

1 保健・医療の充実

II 地域福祉の充実

1 地域福祉の充実

III 安心して子育てできる環境の充実

1 安心して子育てできる環境の充実

第2節 地域を支える人材の育成

I 生涯学習の充実

1 生涯学習の充実

II 幼児・学校教育の充実

1 幼児・学校教育の充実

III 芸術・文化の振興

1 芸術・文化の振興

IV 文化財の保護と伝承

1 文化財の保護と伝承

V スポーツの振興

1 スポーツの振興

VI 男女共同参画社会の実現

1 男女共同参画社会の実現

第1節 みんなで支えあうぬくもりのあるまちづくり

I 保健・医療の充実

1 保健・医療の充実

◇ 現状と課題

- 平成22年4月に開院した北秋田市民病院は、二次医療圏の中核病院としてその役割を担っています。しかしながら、疾病構造の変化、医師不足等が原因で地域の医療ニーズに十分対応できず、市民の入院患者の約半数は他医療機関に流出しています。このため、地域医療体制の充実を目指し、常勤医師の確保をはじめ、限られた医療資源の有効活用、専門高度な医療機関との連携、一次医療・福祉関係施設との緊密な連携策を図り地域連携型医療を確立していくことが求められています。
- 市民の健康を確保するため、様々な保健活動や健康づくり運動を展開してきていますが、高齢化の進展に伴い、保健事業の充実はますます重要な課題となっています。また、健康づくり運動の総合的な推進、保健活動の充実を図るために、生涯にわたる健康管理体制の整備を進めることが求められています。

健康スポーツフェスタ



みんなでラジオ体操



血圧測定

◇ 基本目標

多様化する医療ニーズと高齢化社会に対応するため、医療機能の充実を図るとともに、地域医療連携センター（仮称）を設置し、在宅医療体制の拡充を図ります。市民の健康な生活を確保するため、「けんこう北秋田21計画」に基づき、全ての市民が自身の健康づくりに取り組むことができるような、総合的な健康づくり運動を推進します。また、保健活動を充実させるために生涯にわたる健康管理体制の整備を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 地域医療体制の充実

- ・北秋田市民病院内に「地域医療連携センター（仮称）」を設置し、地域の在宅医療・福祉を円滑に機能させるための調整役を担います。また、プライマリーケア医療（かかりつけ医による一次医療）の推進を図るとともに、北秋田市民病院と既存の医療機関との連携体制を確立し、関係各所と情報を共有することで、地域全体の医療体制の充実を図ります。

(2) 健康づくり運動の推進

- ・健康な市民生活の保持増進のため、生活習慣病の一次予防と高齢者の介護予防に重点をおいた「自分の健康は自分で守る」ための指標となる「けんこう北秋田21計画」を平成18年度に策定しましたが、中間見直しをし、年代別健康づくり目標に沿った取組みを推進します。
- ・市民組織や関係機関との連携を強化し、市民総参加による健康づくり運動を進めます。

(3) 保健活動の充実

- ・各種健診による疾病予防・介護予防対策とあわせ、保健指導の徹底と健康教育・健康相談・健康管理体制の充実を図るとともに、市民の心とからだの健康づくりの意識を高めます。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 健康づくりの実践

- ・健康づくりへの積極的な取組みを行います。

第1節 みんなで支えあうぬくもいのあるまちづくり

II 地域福祉の充実

1 地域福祉の充実

◇ 現状と課題

- 平成17年国勢調査における高齢化率は、32.9%に達しており、約3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本格的な高齢社会が到来し、過疎化も深刻化しており、保健・医療・福祉の充実を図りながら、生涯を安心して過ごすことができる長寿社会を実現することは、重要な課題です。
- 少子化・過疎化も進行しており、高齢者が生まれた地域で安心して生活を営むことができるよう、これまで老人保健施設や特別養護老人ホームなどの整備を行い、高齢者福祉の充実を図ってきました。広範にわたる市域のどこに住んでいても等しく福祉サービスが受けられる環境づくりを進めるとともに、住民・行政等が一体となった地域福祉ネットワークの構築が求められています。
- 本市は、介護保険施行を機に保健・医療・福祉の連携を柱とした総合的支援体制の確立とサービスの確保、利用者の利便性向上に努めてきましたが、平成17年の介護保険法の改正では、予防重視型システムの転換が大きくクローズアップされ、要介護状態となる前の対策が求められていることから、その対応が必要となっています。
- 障害の有無にかかわらず、地域の中でいきいきとくらす環境を整備し、様々な活動に参加できるノーマライゼーションの理念に基づくまちづくりが重要です。障害を持つ人が、住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、教育、雇用、社会参加、保健・医療・福祉などの幅広い分野での取組みを総合的に進めていく必要があります。

◇ 基本目標

ノーマライゼーションの理念に基づく福祉のまちづくりを進めるとともに、高齢者がいきいきと生活するため、在宅及び施設サービス等の高齢者福祉の充実を図りながら、介護保険制度の適正な運用に努めます。また、障害者に対する市民の理解を深め、社会参加を促進するとともに、福祉サービスの充実を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 地域福祉ネットワークの形成と福祉サービスの充実

・だれもが安心して地域で生活するため、市民・福祉団体・ボランティア団体・企業・行政が連携した地域福祉ネットワークを形成するとともに、福祉に関する各施策の連携を図り、総合的な地域福祉サービスの供給体制を整備します。

(2) 福祉のまちづくりの推進

・ノーマライゼーションの理念に基づく福祉のまちづくりを進めるとともに、まちづくりの担い手となる人材育成を図ります。

(3) 介護保険制度の適正運用

・介護保険制度の適正な運用により、総合マネジメントの推進と介護サービスの充実やサービス供給体制の多元化を図ります。

(4) 高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進

・高齢者が日常生活圏において、いきいきと生活できるように、介護予防策の充実を努め、また、健康づくり、生きがいづくりを推進する体制を整備し、高齢者の自立を支援します。

(5) 障害者（児）の社会参加・就業支援

・障害者（児）に対する市民の理解を深め、社会参加を促進し、ボランティアのネットワークづくりや福祉、保健、医療の連携、福祉サービスの充実を図ります。

(6) 地域福祉活動拠点の整備支援

・在宅介護支援センターを核として、福祉に関する情報提供体制の充実を図るとともに、相談体制の整備と充実を図ります。

(7) 福祉医療制度の充実

・県制度で所得制限により対象外となる乳幼児についても、市単独で無料化して経済的支援の拡充に努めます。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 福祉ボランティアへの参画

・福祉ボランティアへの参画を促進します。
・ボランティア団体のネットワークづくりを促進します。

第1節 みんなで支えあうゆくもいのあるまちづくり

Ⅲ 安心して子育てできる環境の充実

1 安心して子育てできる環境の充実

◇ 現状と課題

- 進行する少子化への対応として、女性が働きながら子育てできる環境の整備や保育所、学童保育事業等の果たす役割が一層重要になっているとともに、地域住民や企業等の幅広い協力体制の構築が求められています。
- 次世代育成支援対策地域行動計画に基づき、施設の整備をはじめ、保育時間の延長、休日保育、一時保育、乳幼児保育等の保育サービスの充実を図ってきました。
- 園舎の老朽化が進んでいる保育所もあり、快適な保育環境を確保するため、統廃合及び幼保の一体化も視野に入れながら、施設の整備を図っていくことが必要です。
- 母子保健については、母子健康手帳交付時の指導、相談、訪問指導、健康診査、育児講座等を進めてきましたが、核家族の増加の中で、健康な親子の育成のため、親の子育て教育の充実や母子保健の一層の充実を図っていくことが求められています。

幼稚園、保育所一覧

平成22年度（施設）

区分	北秋田市	うち私立
幼稚園	2	1
保育所	11	4
へき地保育所	1	0

北秋田市資料

◇ 基本目標

安心して産み育てられる環境を構築するために、地域ぐるみでの子育て支援制度の充実、子育て環境の充実に努めます。

◇ 施策の方向

(1) 児童福祉の充実

- ・子どもとその親が地域で安心して生活するために、安全で利用しやすい施設整備と子育てに係る各施設が連携した支援体制の充実に努めます。

(2) 母子保健事業の充実

- ・健康教育・相談、乳幼児健診、妊婦健康診査等により、母子保健事業の充実に努めます。

(3) 子育て環境の充実

- ・次世代育成支援対策地域行動計画に基づき、延長保育サービス等の特別保育事業の充実、学童保育の拡充など子育てをサポートするための事業の充実に努めます。
- ・保育所等の適正配置と施設整備を図ります。
- ・児童館等の機能充実に努めます。
- ・母子保健、児童福祉、幼児・学校教育の連携による育児等に関する親子の指導体制、相談体制の充実に努めます。
- ・子育て中の母親等のニーズに即した支援制度の構築と施設整備に努めます。
- ・妊娠、育児期間の従業者への理解と協力を企業に要請します。
- ・乳幼児等が安心して医療サービスを受けられるよう、就学前の乳幼児の無料化と小中学生の入院費の無料化を継続します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 子育てボランティアへの参画

- ・子育てボランティアへの参画を促進します。

(2) 事業主の行動計画の策定

- ・仕事と子育ての両立支援を推進するため、企業における次世代育成支援対策地域行動計画(一般事業主行動計画)の策定を促進します。

(3) 地域互助のしくみづくり

- ・市民の英知を結集して、地域社会の子育てに関する互助のしくみづくりを促進します。

I 生涯学習の充実

1 生涯学習の充実

◇ 現状と課題

- 経済社会のグローバル化、少子高齢化の進行、長引く経済不況等により社会環境が大きく変化する一方で、「ゆとりと生きがいのある豊かな生活」が求められています。
- また、児童虐待をはじめとする家庭教育をめぐる様々な問題や青少年に関する問題も複雑・多様化しており、家庭、学校、地域の連携を一層強化する必要があります。
- 多様で高度な学習ニーズに対応するため、各学習施設における学習情報の収集、提供とともに生涯学習の指導者の育成が求められています。



百人一首に挑戦（生涯学習フェスタ）

◇ 基本目標

「ゆとりと生きがいのある豊かな生活」を目指して多様な生涯学習ニーズへの対応を目指すとともに、施設の充実と人材の養成を図ります。

◇ 施策の方向

(1) 生涯学習情報の提供

- ・価値観やライフスタイルが多様化する中で、豊かな心と生きる喜びに満ちた人生を送れるよう、情報の発信方法・方向を多様化させ、様々な生涯学習ニーズへの対応を図ります。
- ・秋田大学等との連携により、公開講座など、ニーズに対応した知的資源を提供していきます。

(2) 学習施設の充実と活用

- ・文化会館、図書館、公民館等社会教育施設、各種社会体育施設等既存施設のネットワーク化をすすめ、施設の機能強化を図り、利活用の活性化を目指します。また、小中学校と連携した学校開放と、学社連携事業を推進します。

(3) 人材の活用と養成

- ・人生で培った豊富な知識と経験を次代に還元、継承していく世代間の交流を構築し、地域の知恵と文化の蓄積と次代を担う人材の育成を図ります。
- ・また、生涯学習奨励員と連携しながら、各種生涯学習講座等で学んだ知識と経験を、学習支援等で還元することにより、学習レベルの向上とつながりの強化を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 生涯学習の実践

- ・ゆとりと生きがいのある豊かな生活を目指して生涯学習の実践に取り組めます。

第2節 地域を支える人材の育成

II 幼児・学校教育の充実

1 幼児・学校教育の充実

◇ 現状と課題

- 本市には、幼稚園1園、小学校15校、中学校5校の市立学校施設があります。
- 本市の小・中学校は、全体的な児童生徒数の減少や学校施設の老朽化等から、学校再編計画が検討され、順次実行に移されています。学校施設の適正な配置と、切磋琢磨しながら互いに成長できる環境の整備が急務となっています。
- 学校教育においては、小学校は平成23年から、中学校は平成24年度から全面実施される新学習指導要領への対応と、その趣旨の実現を目指した「思いやりの心」、「生きる力」を育む教育を実現することが大きな課題です。生涯にわたって学ぶための基礎となる意欲と学力を育むために、全国学力・学習状況調査をはじめとした各種調査を積極的に活用して授業改善に努めることが求められています。
- 平成22～23年度の2か年、鷹巣小学校は県の特色ある教育活動事業を推進します。各学級に配置された電子黒板をはじめとしたICTを有効に活用し、これまでの課題であった理数教育の充実、傑出した地域の将来を担う人材の育成を目指します。

市立の学校数、児童・生徒数の状況

各年度5月1日現在

区 分	H18	H19	H20	H21	H22
幼稚園（園）	2	1	1	1	1
小学校（校）	16	16	16	15	15
中学校（校）	5	5	5	5	5
高校（校）	1	1	1	1	1
計	24	23	23	22	22
幼稚園（人）	32	14	22	21	15
小学校（人）	1,892	1,802	1,726	1,623	1,540
中学校（人）	1,055	1,019	960	936	890
高校（人）	239	210	182	164	165
計	3,218	3,045	2,890	2,744	2,610

資料：北秋田市教育委員会

◇ 基本目標

個性を伸ばす特色ある学校活動を推進するとともに学校教育設備の充実を図ります。児童数が減少している中で、学校再編による学校施設の適正配置に努めます。また、学校、地域、行政の連携により、地域全体で青少年の成長を促進する環境づくりを進めます。

◇ 施策の方向

(1) 学校の適正配置

- ・児童・生徒数の減少等、実態に応じた小・中学校の適正配置についてさらに検討します。併せて、登下校の交通手段、安全の確保に努めます。

(2) 幼児教育の充実

- ・幼児が楽しく通園できるように教育内容の充実と教職員の資質向上を図ります。
- ・小学校の諸活動との連携や、地域の諸行事への参加を促進し、家庭と地域のつながりの強化を図ります。
- ・幼児の発達や就学に関する相談体制を整備します。

(3) 学校施設の整備

- ・学校施設の耐震化・改築工事等を進めるとともに、教育環境の整備・充実を図ります。

(4) 教育環境の充実

- ・児童・生徒の基礎学力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性をのばす特色ある教育の充実を図ります。
- ・郷土愛の醸成や地域の人々とのふれあい、地域活動、ボランティア活動を通じて心の教育を進め、心豊かで人間性あふれる児童・生徒を育成します。
- ・秋田大学等との連携により、高等教育に触れる機会を設けるなど、児童・生徒の学ぶ意欲を高めます。

(5) 青少年の社会活動充実

- ・学校、地域、行政の連携により、青少年が地域活動に参加する体制を整備するとともに、青少年団体の育成を促進し、地域全体で青少年の成長を促進する環境づくりを進めます。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 青少年教育支援への参加

- ・健全な青少年育成支援に地域全体で取組みます。

第2節 地域を支える人材の育成

Ⅲ 芸術・文化の振興

1 芸術・文化の振興

◇ 現状と課題

- 本市における芸術文化への興味、関心は高く、芸術・文化活動に積極的に参加することで精神的な充実を得ようとするニーズが高まっています。
- 公民館で学んだ成果を文化祭に発表するなど年々盛り上がりを見せていますが、学習者の年齢層が高齢化し、青年・壮年層の加入が少ないことが課題となっており、今後、若年層の新規学習者が気軽に参加できる体制が望まれています。また、より質の高い芸術・文化にふれる鑑賞の場を増やし、レベルアップを図る取組みも望まれています。



箏曲（北秋田市文化祭）

◇ 基本目標

市民が進んで芸術・文化活動に参加し、活動するための適切な支援を行います。

◇ 施策の方向

(1) 芸術・文化を支える人材の育成

- ・施設の有効活用を図り、参加者の拡大と資質の向上に努めるとともに、子どもたちの芸術・文化活動への参加機会を増やし、地域の芸術を支える人材の育成と活用を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 芸術・文化の継承への参画

- ・芸術活動や文化活動への参画と継承活動を積極的に推進します。

第2節 地域を支える人材の育成

IV 文化財の保護と伝承

1 文化財保護と伝承

◇ 現状と課題

- 本市には、国指定有形文化財異人館、国指定史跡伊勢堂岱遺跡、国指定無形文化財根子番楽等6件、秋田県指定文化財有形（考古）胡桃館遺跡、同無形文化財阿仁前田獅子踊、猿倉人形芝居、史跡内館文庫跡等10件、そして、市指定文化財長岐邸等有形、無形文化財が70件あり、これらの貴重な文化財を継承し、地域文化の向上発展に努めることは地域住民の責務です。市民が、文化財に対する認識と愛情を深め、文化財を通して地域の歴史と文化を理解し、郷土を愛する心を育むため適切な方策を講じることが求められています。
- 人口減少、指導者の高齢化、若者の流出、少子化による後継者不足等により、伝統芸能の継承が危ぶまれています。
- 地域の生活や風俗を伝える資料が時代とともに失われ、地域の歴史の生きた証である貴重な民俗資料の保全が急務となっています。
- 調査解明が進められていない胡桃館遺跡、一部急速に破壊されつつある歴史の道「羽州街道」「阿仁街道」「五城目街道」の調査、保存・継承が求められています。
- 平成13年1月29日、国指定の伊勢堂岱遺跡の調査は、継続して進められています。遺跡を後世に残し、伝え、未来を創造するために、この歴史的遺産を保存公開し活用していく整備計画が必要となります。



根子番楽

◇ 基本目標

文化財を活用した、ふるさと学習の推進、地域文化の向上を図り、文化財保護の啓蒙・啓発に努めます。

◇ 施策の方向

(1) 地域資料の保全と伝承

・郷土資料館等の施設の充実を図り、地域の文化財の流出・散逸・消滅を防ぐ基礎資料の記録、調査活動を行います。

(2) 伝統文化の継承

・民俗芸能育成事業として、市内各地域に引き継がれている民俗芸能を持ち寄り、伝統芸能の保存と継承に努めます。

(3) 伊勢堂岱遺跡周辺地域の整備

・伊勢堂岱遺跡周辺地域の整備については、今後の調査を待ちながら学習施設を含めた整備計画を策定します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 地域資料の保全への協力

・郷土資料としての貴重な財産の保全への協力を推進します。

(2) 遺跡ボランティアへの参画

・遺跡のガイドボランティアへの参画を促進します。

第2節 地域を支える人材の育成

V スポーツの振興

1 スポーツの振興

◇ 現状と課題

- 市民のスポーツへの関心は高く、健康志向の高まりもあって、従来のスポーツ種目だけでなくいつでもどこでも簡単にできるニュースポーツ等に取り組む人が増えています。一方、必要性は認識しているものの運動をしていない人の割合も依然として高く、市民が日常生活の中で主体的にスポーツに親しむことができるような環境の整備が求められています。
- 本市のスポーツ施設は一応の整備がされていますが、その多くが建設から年数が経過しており、利用者の安全確保を図るとともにニーズに応えるためには、改修等を含めた施設整備が必要になっています。
- 各種スポーツ活動やイベント開催には指導者をはじめ多くのスタッフが必要であり、スポーツを支える人材育成とともに、市民、体育協会、各種スポーツ団体との協働が必要です。
- 合併後5年間に、国・県が推進する総合型地域スポーツクラブが3団体設立されています。今後も市民の誰もが気軽に参加できるスポーツクラブ設立に向けた情報提供と啓発が必要です。



ユニカーリング

◇ 基本目標

幼児から高齢者まで、運動能力や年齢に応じたスポーツ活動を展開できるよう、指導者の育成や大会、イベント等の開催を図ります。

市民の健康志向の高まりの中、スポーツに関する情報を積極的に提供するとともに、自分に適した運動を日常的に行う人の増加を目指します。

◇ 施策の方向

(1) スポーツの振興と各種大会の実施

- ・生涯スポーツの普及を図るため、指導者の育成や大会、イベント等の開催を図ります。

(2) スポーツ施設の適正配置

- ・幼児から高齢者まで、運動能力や年齢に応じたスポーツ活動を展開できるよう、情報提供や総合的な既存スポーツ施設の整備を図ります。

(3) 冬期におけるスポーツ環境の提供

- ・雪国の特性を活かしたスポーツ、レクリエーション活動の推進、環境整備、スキー大会等の継続を図ります。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 生涯スポーツの実践

- ・生涯スポーツをとおして、仲間とのふれあい、交流、そこで生じる笑顔、健康づくりを目指します。

第2節 地域を支える人材の育成

VI 男女共同参画社会の実現

1 男女共同参画社会の実現

◇ 現状と課題

- 女性の職場進出や社会活動への参画が増えてきていますが、いまだに固定的な性差別による役割分担の考え方や慣習が根強く残っています。重要な意思決定の場に女性の参画が少ないなど、男女間の公平性を確保するためにも、女性の登用・参画の推進が必要です。
- 少子高齢化や社会状況の変化、価値観やライフスタイルの多様化が進み、今までの固定的な役割分担では生活状況の変化に対応できなくなっています。男女がともに協力し合い、積極的に様々な活動に参画することができる環境・社会づくりが求められています。



男女共同参画社会づくり基礎講座

◇ 基本目標

男性も女性もすべての個人がともにその個性と能力を発揮し、尊重し合い、性別にかかわらず、労働、家庭生活、地域活動などあらゆる分野で協力して、新しい生活文化をつくり上げていくために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」をとりながら男女共同参画社会を目指します。

◇ 施策の方向

(1) 男女共同参画社会の推進

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを推進します。
- ・すべての市民の人権が、平等に保障され、男女がともに協力し合い、積極的に地域産業の振興やまちづくり活動等様々な活動に参画することができる環境・社会を目指して、男女共同参画社会を推進します。

◇ 地域協働体制の方向

(1) 地域活動の場への参画

- ・男性も女性も協働して、地域社会における諸活動に積極的な参画を促進します。

(2) 職場等の取り組み

- ・職場や社会活動等において、男女間の平等を促進します。

第5章

計画実現のために

市民協働によるまちづくりの実行

本市のまちづくりは、行政主導のまちづくりから住民が主役のまちづくりへと大きな転換を図り、基本計画の実行を進めます。

そのため、本基本計画には、市民の方々が各施策の進行において、どのような関わり方が可能かを示しています。市民と市が、より良いパートナーシップによりまちづくりを推進していきます。

市からは、市政に関わる適切かつ新鮮な情報の提供と市民が必要とする情報の開示を進めます。また、市からの情報と市民からの情報の交流窓口を市役所及び各窓口センターに設けるとともに、情報通信網を活かした様々な媒体での情報交流が可能な環境づくりを進めます。

同時に、市民にとってもわかりやすく、コンパクトな行政機構づくりを進めます。

今後、市の具体的な事業運営のための各種事業計画、マスタープラン等の策定段階においても、市民の参画を求め、市民協働によるまちづくりを推進していきます。

重点課題に対する横断的、包括的事業の推進

地域の抱える課題は、様々な要因が関わり合っていることから、各施策個別に推進していただくだけでは、課題の解決に向けた大きな効果は期待できません。特に、地域社会の維持、地域の活力を高めるためには、定住人口の確保と交流人口の拡大を図っていく必要があります。

このような地域課題を解決するためには、事業の関連性、相関性を調整しながら、横断的かつ包括的な事業の推進が必要と考えます。この観点から総合的な事業調整を図り、効率的で効果的な事業運営を図っていきます。

また、行財政改革などから、国と地方の役割の見直し、行政と民間企業等の役割の見直しなどが進められ、これらの動きも急速に変化しています。市政運営においては、これらの動向を見据えながら、市民にもっとも身近な自治体としての役割を認識しつつ、市民のためのまちづくりを推進していきます。

